

濟定檢省部文

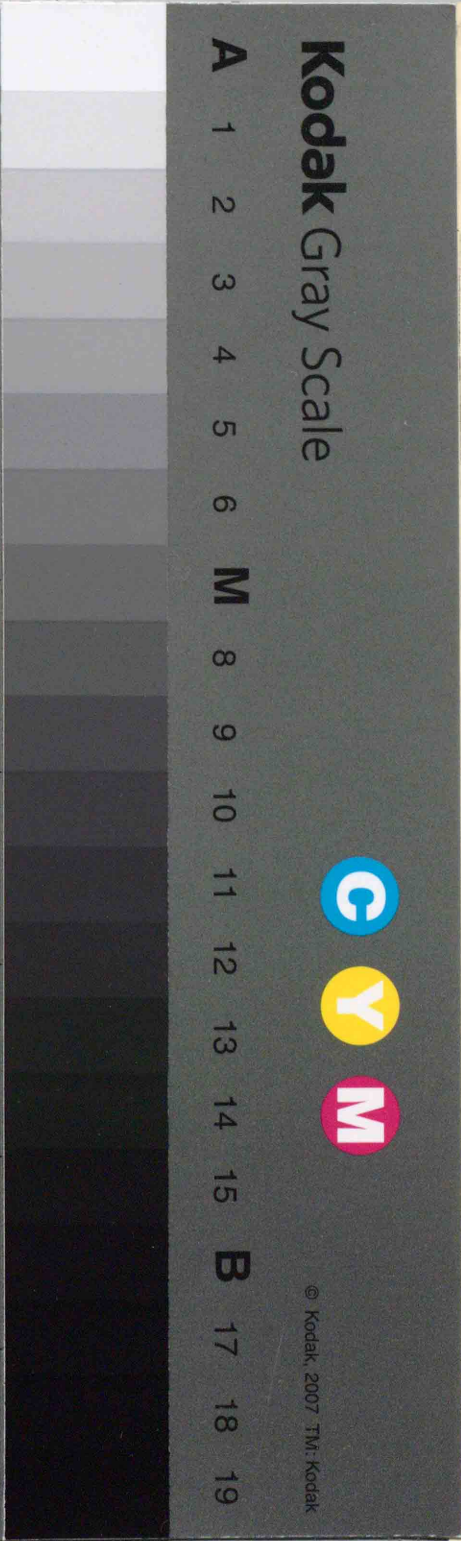
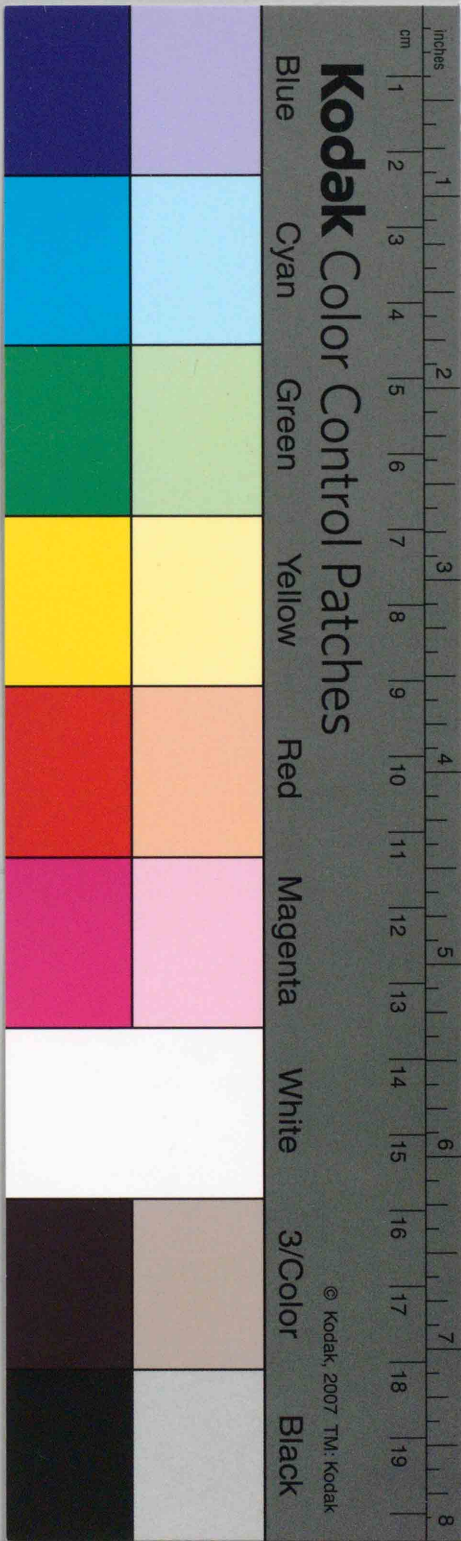
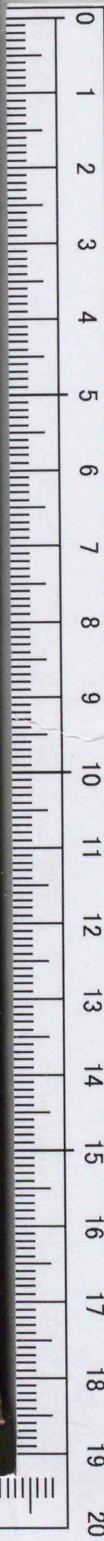
教科書文庫
4
210
41-1912
2000024270

中等日本歴史

東京帝國大學文學士藤田明著
史料編纂官

上級用

東京大阪 寶文館藏版



43042
教科書文庫
4
210
41-1912
20000
24270



1555
1955
18
860
2360

明治四十五年十二月十六日

文部省檢定

教科書文庫
4
210
41-1912
2000024270

2260

1555
650
2005
2080

中等日本歴史

1736

東京帝國大學
史料編纂官
文學士藤田明著

上級用

東京
大阪
寶文館
發行

広島大学図書
2000024270



資料室

375.9
Fu10

廣島大學圖書印



例言

- 一、本書は、中學程度の學校における上級用の日本歴史教科書に充てん目的を以て、今回改正せられたる文部省の中學校教授要目に據りて、著はしたるものなり。
- 一、本書は、すべて中學校教授要目を標準としたるを以て、前半は大勢の推移・文化の發達及び外國との關係を主として説き、後半は現代史を詳述したり。
- 一、本書は初級用の「中等日本歴史」と連絡をはかり、彼に詳なることは之に省き、此に精しき事は彼に畧したるものあれば、教授者及び學生も併せ見るを便とす。
- 一、本書の前半は每章の終に年表を附し、大勢の推移・文化の發達及び

外國との關係を文章と年表との兩方面より會得せしめんことをはかり、後半の現代史は概括して最後に年表を附したり。

一、本書挿入の圖畫も、初級用と連絡し、彼に入れしものは之に畧し、本書に於ては、初級用よりはやゝ高尚なるものにて、出處の最も精確なるものを選びて挿入し、上級學生の趣味を喚起せしむるに適當なる方法を用ひたり。

二、本書を教ふるに必要なる地圖は、「中等日本歴史附圖」として別に發刊したれば、これによりて教授すれば、便利多かるべきを信ず。

明治四十四年十一月

著者識

中等日本歴史上級用目次

第一章	建國の體制	一
第二章	氏族制度	四
第三章	國初より平安時代末に至る大勢の概況(其一)	八
第四章	國初より平安時代末に至る大勢の概況(其二)	一一
第五章	朝鮮半島との關係 支那との交通	一六
第六章	武家政治	二二
第七章	鎌倉幕府及び吉野朝廷時代に於ける王政復古の運動	二五
第八章	鎌倉室町時代に於ける支那及び朝鮮	三〇

第九章	半島との交通……………	三〇
	歐羅巴人の來航 通商貿易 天主教 の傳播……………	三二
第十章	江戸時代朝鮮の來聘……………	三七
	邦人の海外渡航 江戸時代に於ける 外國貿易……………	四二
第十一章	鎖國政策……………	四八
	邊境の事情……………	五五
第十二章	開港の顛末……………	六一
	幕府の衰亡 王政復古……………	六八
第十三章	明治の新政 五箇條の御誓文 東京 奠都……………	七四
第十四章	版籍奉還 廢藩置縣……………	八一
第十五章		八五

第十八章	外交 使節派遣 歐米文物制度の採 用 徴兵の制……………	八八
第十九章	朝鮮との關係 征韓論……………	九三
	清國との修好 臺灣事件……………	九六
第二十章	北海道の拓殖 千島樺太の交換……………	九九
第二十一章	地方の騒亂……………	一〇三
第二十二章	琉球の處分 朝鮮との修好……………	一〇
第二十三章	明治十五年京城の變 明治十七年京 城の變 天津條約……………	一一〇
第二十四章	立憲政體の階梯 國會開設の大詔……………	一一二
第二十五章	内閣制度の創立 地方自治制の實施……………	一一八
第二十六章	憲法發布 帝國議會……………	一二一
第二十七章	法典編纂 條約改正……………	一二三
第二十八章		一二五

第二十九章	明治二十七八年戦役	臺灣の經營	一三〇
第三十章	明治三十三年清國事變	日英同盟	一三八
第三十一章	明治三十七八年戦役		一四四
第三十二章	樺太及び租借地の經營	韓國の保護	
	清國の保全		一五四
第三十三章	日英同盟の擴張	日佛日露の協約	
	亞米利加合衆國との外交文書交換		一五八
第三十四章	韓國併合		一六二
第三十五章	學術の進歩	交通機關の擴張	産業
	貿易の振興		一六九
第三十六章	世界に於ける日本の地位及日本と諸外國との現在關係		一七三

中等日本歴史上級用 目次 終

廣島大學圖書印

中等日本歴史上級用

第一章 建國の體制

一 光輝ある國史 我が國は、太平洋上の一小島國に過ぎざれども、世界に無比の國體と類なき國史とを有せる國なり。上には萬世一系の天皇在して之を統治し、下には忠良なる臣民ありて徳化に服し、こゝに二千五百餘年、東洋の海表に卓立し、絶えて外國の侮を受けず、優美なる風土と高潔なる特質とを以て、光輝ある國史は成立せり。

二 建國の體制 建國の初め、天祖天照大神は、天孫瓊々杵

無比の國體と類なき國史

建國の基礎

支那西洋の歴史に見るべからざる點

蠻族

尊をこの大八洲國に降し給ふに當り、豊葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の君たるべき地なり、爾皇孫就きて知らせよ、寶祚の隆なる天壤と共に窮なかるべし、と勅せられてより、我が建國の基礎確立して動かず、爾來君臣の分定まりて紊れず、皇位の尊嚴は萬古不易にして、世運の消長に關せず、天壤無窮の皇運は、益隆盛にしてその窮まる所を知らず、天日嗣は列聖相承け相傳へ、連綿として長へに絶ゆることなし。彼の支那及び西洋の歴史に見ゆるが如く、國ありて後に君を選び、或は容易く君を廢し他國の人を迎へて主となす如き國がらと、日を同うして語るべからず。

三 日本國民 太古、我が大八洲國には、蝦夷、熊襲、土蜘蛛等の諸族居住せしが、孰れも野蠻なる小部落の割據せるに過ぎずして、未だ國民的の團結をなさざりき。然るに、俊秀なる

日本民族

歸化人

融合同化

日本民族は、天孫の降臨に隨ひてこの國土に來り、是等の蕃族を服し、また、その後、我が皇化を慕ひ、支那朝鮮地方より歸化せる者を融合同化して、遂にこの鞏固なる國家を形成したり。

四 皇室と臣民 かくの如くにして一團となりたる日本

國民は、恰も一大家族の如く、その宗家は皇室にして、天皇は即ち宗家の長にましまし、諸族はその支族門葉たるが如きものなり。されば、皇室と臣民との關係は、最も親密にして父子の如く、互に和衷協同して國家の發展を謀り、人民の皇室に奉仕すること、子の父に仕ふるが如く、支族の宗家に對するが如し。これ實に我が國が萬世一系の天皇を戴ける所以にて、既に建國の根本に於て萬國にすぐれたる所なり。故に國民の團結は最も鞏固にして、來附する諸族は直に之を同

日本國民は一大家族

國民の團結

化し、一團としてかく比類なき國家を建設するに至りしものにて、神聖なる祖宗の遺訓と光輝ある國史の成跡とは、炳として日星の如く、長へに萬世に誇るべきものなり。

第二章 氏族制度

一 氏の制 我が上古に於ける社會組織は、氏族制度を本にせるものにて、朝廷の官職及び地方官はみな其職を世々にし、其職名を以て家號となし、また族名となせり。例へば、中臣・齋部は祭祀を掌り、大伴・物部は兵士を統べ、やがて又其一族の名稱ともなれるなり。その稱を氏といひ、同一の祖先より出てたる血族の者は、皆その名を稱するものなり。氏には上に氏ウヂ上カミありて、その族人及び部民を統轄し、以て朝廷に奉仕せり、之を伴造トモミヤツコ又は伴緒トモイといふ。

氏上
伴造

臣連二姓

大臣大連

二 姓の制 また各氏には、その家格の尊卑を示す臣連オミ直ナホ首等オホトの名稱あり、これを姓カミといふ。これらは皆朝廷より賜はるものにて、中臣連、忌部首などいふは、中臣氏又は忌部氏の家格を示せるものにて、氏の主長たる伴造に付せらるゝ稱號なり。この中にて、臣連二姓は最も貴くして、臣は概ね皇統に賜はり、連は建國の元勳なる神裔に賜はる。その臣連二姓の人々の上ウラにありて、朝政を輔くる者は大臣・大連なり。成務天皇の時、武内宿禰を大臣となし、仲哀天皇の時、大伴武持タケモチを大連となしたるを始とし、雄略天皇の時には、大臣・大連を並べ置かれ、遂には國家最高の官名の如くなれり。

三 部民 諸氏には、各々の下に隸屬する部民あり、之を部曲ベクの民、又は品部ヒナベといふ。中臣氏は中臣連と稱して、中臣部の部民之に屬し、部民は氏の主長なる伴造に服従し、専ら祭祀

種々の職業に
關する部民

百八十部

を掌るものなり。其他種々の職業に關する部民あり、久米部・物部・鏡作部・玉作部・土師部・漆部・酒部の如きありて、各其職に従事せり。また外國より歸化したる史部・服部などもあり、これらを總稱して、八十伴緒又百八十部といふ、而してこれ等の部族は、皆各其長たる伴造に従ひて、子々孫々その職を繼承せり。

四 神別皇別諸蕃 姓氏の起源は、遠く神代にあり、諸神各一定の職を奉じて天孫に事へ、世々其職を襲ひしが、神武天皇以後尙、其後をつぎ、例へば、天兒屋根命の孫天種子命は、神に事へて中臣氏を稱し、天忍日命の後なる日臣命は大伴・來目の二部を率ゐて宮門を守衛し、大伴氏を稱せる如き、神代よりつゞける氏族を神別といひ、神武天皇以後御歷朝の皇子の後、御子孫蕃殖して一の氏族をなせるを皇別といふ。後

皇室直隸の部
民

には三韓又は支那等より歸化せる者多きに及び、又一の氏族をなせり、之を蕃別といふ。我が國民は、この三種の外に出でざるものにて、純潔なる民種なることと、同化力に富める種族なることとは、他に比類なきものなり。

五 御子代御名代 また、皇室にも直隸の部民あり、天皇・皇后・皇子等、御子なき時、御名の滅びざらんが爲に置かれたる部民を御子代といひ、御名を後世に傳へんが爲に置かれたるを御名代といふ。垂仁天皇が皇子伊登志和氣王の爲に伊都部を置き、景行天皇が日本武尊の爲に建部を置き、仁徳天皇が八田皇后の爲に矢田部を置き、雄略天皇が御名大泊瀨によりて、長谷部を定め給へる如き、即ち是なり。
六 姓氏の紛亂 上代の氏族制度は、およそ右の如くにして、尊卑の別頗る正しかりしが、年久しきに從ひ、漸次紛亂し

皇部

盟神探湯
庚午年籍

たりしかば、允恭天皇の時、諸姓の人々を會し、盟神探湯を行はしめて、姓氏をたゞしたり。その後、天智天皇の時、庚午年籍を作りて、姓氏をしらべ、天武天皇の時には、姓の等級を定め、真人朝臣宿禰忌寸道師臣連稻置の八等に分ちたり。

第三章 國初より平安時代末に至る大勢の概況(其二)

一 皇威擴張

神武天皇、天祖の遺訓を奉じて、大和に朝廷を立て給ひてより以來、領土も次第に擴張し、崇神天皇の朝には、四道將軍を派遣し、景行天皇の時、日本武尊は西に熊襲を征し、東に蝦夷を平げ、皇威は漸次遠きに及び、成務天皇の時に至りては、國縣の分界を定め、地方政治も漸くその緒につけり。

地方政治

朝鮮半島内附

文物の進歩

民力の充實

朝鮮に於ける我が勢力の衰退

二 海外への發展と文物の進歩 仲哀天皇は又熊襲を征し給ひ、神功皇后は更に三韓征伐の壯舉を起して、武威を海外に輝かせ給ひ、又熊襲をも定められき。爾來朝鮮半島は暫く我が國に服屬せしが、その間に、彼地の文物は、陸續我が國に流入し來り、應神天皇の時、漢學は傳來し、織縫鍛冶等の技藝も傳はり、國民の思想及び産業にも進歩を促し、もの少なからざりき。殊に歴代の天皇皆民政に御心を注ぎ、民力の充實をはかり給ひしにより、國內の文物は、長足の進歩をなしたり。

三 佛教の傳來

かく、内政は整頓し、國內の文物進歩する間に、朝鮮半島に於ける政治は日に亂れ、我が勢力は次第に衰へ、遂に欽明天皇の朝には、任那日本府は滅ぼされ、爾來半島の事情は益混亂に陥り、歷朝頻に恢復を試みられしも、終

聖徳太子

支那との交通

政治上の改革

にその功なかりき。時に、佛教は印度より支那及び朝鮮を経て既に我が國に入り、爾來國民の精神界に、思想界に、多大の影響を與へ、政治上に於ては、蘇我物部兩氏の争を起し、紛亂を極めしも、文物の上に於ては、大なる進歩を促し、殊に聖徳太子は英邁の資を以て、佛教を好み、之を世にひろめられ、新來の文物を採用して政治を改新せられ、偉大なる功績を残させ給ひしかば、政治、文學、美術等に著しき發達を見たりき。

四 大化の改新 これより、支那との交通も開かれ、遣隋使は派遣せられ、留學生は彼地に赴きて、その文物を直接に我が國に輸入することゝなれり。天智天皇は皇子に[●]おまし、時、孝徳天皇をたすけて大化の改革を行ひ、從來の氏族制度の弊を認めて之を廢し、豪族の土地人民を私有する害を除き、郡縣の制を布き、大權を集中して皇室の權威を振興せら

大陸文物輸入の結果

れ、官職の世襲をやめて、人才登用の途を開かれたり。是れ、大陸文物輸入の結果に外ならざるなり。

年表

天皇	紀元	事	天皇	紀元	事	實
神武	元	神武天皇即位	欽明	一一二二	佛教傳來	
崇神	五七三	四道將軍の派遣	同	一一二二	任那日本府滅亡	
景行	七五七	日本武尊熊襲征伐	用明	一一四七	物部守屋殺さる	
同	七七〇	日本武尊蝦夷征伐	推古	一一六四	聖徳太子憲法七條成る	
仲哀	八六〇	神功皇后新羅征伐	同	一二六七	遣隋使の始	
應神	九四四	漢學の傳來	皇極	一三〇五	蘇我氏伏誅	
雄略	一一三〇	支那縫織の工女を貢す	孝徳	一三〇六	大化改新の詔下る	

第四章 國初より平安時代末に至る大勢の概況(其二)

一 支那文物の移植 かく、大陸の制度を模倣して、改革は

年表

天皇	年號	紀元	出來事
文武	大寶元	一三六一	大寶律令成る
元明	和銅三	一三七〇	平城遷都
聖武	天平一三	一四〇一	諸國に國分寺を置く
同	天平一七	一四〇五	玄昉筑紫に配せらる
稱徳	天平神護二	一四二六	道鏡に法王の位を授け給ふ
桓武	延暦一三	一四五四	平安奠都
同	同	一四六一	坂上田村麿蝦夷を平ぐ
同	同	一四六五	最澄天台宗を傳ふ
平城	大同元	一四六六	空海眞言宗を傳ふ
文徳	天安二	一五一八	藤原良房攝政となる
宇多	仁和三	一五四七	基經に關白の詔を給ふ
同	寬平六	一五五四	遣唐使停止
醍醐	延喜五	一五六五	古今和歌集成成る
天孫	年號	紀元	出來事
朱雀	天慶四	一六〇一	承平天慶亂平定
後一條	萬壽四	一六八七	藤原道長薨す
後冷泉	康平五	一七二二	前九年の役平定
後三條	治曆四	一七二八	後三條天皇踐祚
白河	應徳三	一七四六	院政の始
堀河	寛治元	一七四七	後三年の役平定
鳥羽	天仁元	一七六八	延暦寺僧兵入京
後白河	保元元	一八一六	保元の亂
二條	平治元	一八一九	平治の亂
六條	仁安二	一八二七	平清盛太政大臣となる
安徳	治承四	一八四〇	頼朝起る
同	壽永四	一八四五	平氏滅亡

第五章 朝鮮半島との關係 支那との交通

上古の朝鮮半島と我國との交通

任那日本府

一 半島の内附 朝鮮半島と我が國とは、一葦帶水の間なれば、神代の傳説にも、素戔鳴尊を初め、諸神の兩地を相往來せられたること見え、新羅の王子天日槍の來朝せることも、亦古き出來事たり。崇神天皇の頃、半島は高句麗・新羅・百濟の三國鼎立し、外に夥多の小國その間に介在せしが、新羅・百濟の間に伽羅といへる小國あり、新羅の侵害に苦み、使を我に送りて援を求めしかば、我より使を遣はして之を鎮撫せしめ、垂仁天皇の時、國號を任那と改め、こゝに日本府を置きたり。ついで、神功皇后新羅を征せられてより、新羅は毎年八十船の貢を献ずる事となり、百濟・高句麗もまた朝貢し、我が勢力は一時半島に於て振ふに至りき。

二 半島に於ける我が勢力の衰退 半島の諸國、かく内附してより、彼地の文物傳來し、應神天皇より雄略天皇の朝に

文物の傳來

及びて、續々、文學、技藝等輸入せられ、我が文化を進めしもの多かりしが、半島内にては、とかく三國の交争甚だしく、百濟は新羅、高句麗の爲に攻められて苦み、我に援を求むるを以て、我が國よりは兵を送りてこれを救ひしこと一再ならず。しかも、新羅の兵強くして、我が兵多く利なく、從て百濟の衰ふると共に、半島内に於ける我が勢力は、大に減退し、武烈天皇の時には、大伴金村の失政あり、繼體天皇の時には、近江毛野彼地に赴きて諸國を和解せしめんとせしも、却て緩撫の法を誤り、新羅、百濟共に服せず。宣化天皇の時、大伴、狹手彦新羅の任那に侵入するを防ぎしも、功なく、欽明天皇の時には、新羅の眞興王遂に任那を滅ぼして、我が日本府を毀ちたり、これより半島に於ける我が勢力愈振はざりき。

日本府の滅亡

三 半島の放棄 百濟は屢我が意を受けて、任那の興復に

恢復の軍

天智天皇

力を用ひ、また高句麗、新羅と兵を交へて、我に援軍を求めたり。その後、歷朝、任那恢復に力を盡し給ひしも、その功なく、新羅益強く、齊明天皇は親征の軍を起されしも、攻め入り給ふに及ばざりき。天智天皇は深く事體を察せられ、爾後半島に兵を出さず、全く之を放棄せられたり。是に於て、一たび我が領有となりし半島は全く失はれ、この後、最近の韓國併合まで遂に恢復すること能はざりき。

四 支那との交通 我が國と朝鮮半島との交通は、遠く神

代に開けたりしも、支那との交通は未だ行はれざりき。紀元六七百年の頃、九州の豪族にて私かに支那と交通したるものあり、中には彼地へ渡りて後漢の光武帝より印綬を受けたるものもありしも、なほ是れ未だ僅に一部の交通に過ぎざりき。然るに、神功皇后の征韓以來、韓土との往來一層頻繁

光武帝より印綬を受く

委奴國王印
文物の傳來



となると共に、韓土を経て支那と交通を開くに至り、應神天皇の御世には、既に支那の人にて我に歸化する者あり、又使を吳國に遣はし、織物の工女を召され、雄略天皇も御心を工藝に寄せ給ひ、縫織の名工を吳國より求められたり。この後、學問工藝の進歩に従ひ、渡來する人ありて、相互國人の來往ありしも、未だ國と國との交通に及ばざりき。

五 遣唐使の始 推古天皇の朝に至り、聖德太子は始めて國書を以て隋へ使を遣はされたり。是れ、兩國の間に公然の交通をなしたる始とす。當時の國書には、「東天皇敬白西皇帝」と書して、全く對等の辭令を用ひたるなり。やがて、隋使も來朝して、留學者高向玄理等之に隨行せり、然るに支那にては

遣唐使

隋滅び、唐の時代となり、舒明天皇の御代には遣唐使を送り、留學者は漸次歸朝して、彼地の文物を傳へ、大化改新の端緒を開くに至れり。これより兩國間の交通は益頻繁となり、彼地の文物を傳へて、政治・文學・風俗・技藝等すべて彼國の風に倣ひ、奈良時代の燦爛たる文物を現出したりき。かくて、平安中世に至り、遣唐使の停止せらるるまで、兩國間の交通は依然として盛んなりき。

年表

天皇	紀元	出	來	事	天皇	紀元	事	實
神代		素戔鳴尊朝鮮半島と我國との間を往來し給ふ			垂仁	未詳	任那日本府の始	
孝元	四六七	衛滿古朝鮮王となる			仲哀	六四三	百濟の建國	
開化	五五三	漢古朝鮮を平ぐ			應神	七一七	委奴國後漢に使す	
崇神	六〇四	新羅の建國			同	八六〇	神功皇后新羅征伐	
同	六二四	高句麗の建國			同	九四三	百濟縫衣の工女を貢す	
					同	九四五	弓月君歸化	
							王仁來朝漢學傳來	

第五章 朝鮮半島との關係 支那との交通

應神	九四九阿知使主・都加使主來朝	欽明	一一二二百濟佛敎經論を獻ず
同	九六六阿知使主を吳に遣はす	同	一一二二任那日本府滅ぶ
雄略	一一二三任那の國司吉備田狹反す	推古	一一六七小野妹子を隋に遣はす
同	一一二八使を吳に遣はす	同	一一六八妹子歸る隋使裴世清來る
同	一一三五高句麗百濟を滅ぼす	舒明	一一九〇犬上御田稚を唐に遣はす
繼體	一一七二百濟任那の四縣を請ふ大伴金村之を許す	同	一一三〇高向玄理等唐より歸る
同	一一八七近江毛野を任那に遣はす	齊明	一一三二一天皇西征
宣化	一一九七狹手彥を任那に遣はす	天智	一一三三新羅百濟を滅ぼす

第六章 武家政治

一 賴朝の新政治 源賴朝起りて、東國に勢力を得、平氏を西海に滅ぼし、兵馬の權を握るに及び、藤原氏の衰へ平氏滅びたる由來を考へ、政治の方針を改め、天下の局面を一新し、人心を新にして天下に臨まんとし、府を鎌倉に開きて、侍所・問注所・公文所を設け、又守護地頭を全國各地に置きて、天下の實權を收め、最も單純なる組織を以て一切の政務を掌る

鎌倉開府

武家政治

ことゝなしたり、之を武家政治の始とす。我が國は神武天皇以來、天皇上にましまして、政權を握り給ひしが、その後權臣出で、天皇を輔佐し奉り、遂に政權を擅にする者ありしも、未だ政治の中心が京都を離れて、武人の手に渡りたる如きことなかりき。然るに、平安時代末に於て、藤原氏の政治弊害百出し、武士の勢力獨り強く、世の有様は到底これら公卿の手に於て救濟すること能はず、必ずや武人の力を假りてこの難局を定めざるべからざる状態となりたり。賴朝武人の間より崛起し、世態を看取し、自らこの局に當り、武家政治を施して之を統治せんとし、遂に源氏に縁故ありて且當時關八州の中心と稱すべき鎌倉に府を開きて、新政治を行ひ、京都とは必要に應じて十人の公卿を以て組織せる議奏に

藤原氏政治の弊害

京都との交渉

照會交渉して、事務を決することゝなし、天下の實權を全くその掌中に握るに至れり。

施政の方針

三 武家政治の内容

頼朝施政の方針たる、すべて平安時代の風、に反し、華を捨て、實を採り、繁を去りて簡を尊び、大寶令の制度の如き繁雜なるものを避けて、簡約を旨とし、幕府の職制も、頗る單純にて、侍所・公文所・問注所を置きしに過ぎず。侍所にては兵事・警察を司り、公文所にては政務を議し、問注所にては訴訟を掌る事とし、侍所は家人を以て之に任じ、公文所・問注所は京都より官務の學者を招きて之を任用せり。然れども、頼朝の武家政治が天下の實權を收むるに至りしは、守護地頭の設置にあり、守護は主として兵事・警察の事を掌り、地頭は専ら土地經濟に關する事を行ひたるを以て、頼朝は座して全國の政權を其掌中に握るを得、武家政治

鎌倉幕府の職制

守護地頭

の施設全く成功し、天下の人心皆之に服し、平安時代の弊害は一洗せらるゝに至りたり。

四 北條氏の政治

頼朝の後、源氏は二代にて滅びしも、北條氏なほその後をつぎ、すべて頼朝の設けたる方針に従ひ、陪臣にありて實權を握り、善政を施し、勵精自らつとめ、法制を定め、武勇を勵まし、以て人民に臨みしにより、世に不平の聲なく、武家政治の根柢いよゝ深く、遂に牢として容易く抜く能はざるに至りぬ。

頼朝の方針に従ふ

北條氏の善政

第七章 鎌倉幕府及び吉野朝廷時代

に於ける王政復古の運動

一 後鳥羽天皇の御計畫 頼朝、武家政治を開きてより、天下の實權は全く幕府に歸し、天皇はただ手を拱きて、幕府の

承久の亂

處置を見給ふのみとなりたれば、京都に於ては、後鳥羽天皇之を不快とし給ひ、機を見て武家政治をとどめ、再び王政に復さんことを圖られたり。頼朝薨じて後、頼家・實朝相ついで倒れたれば、蓋し鎌倉は滅亡して、政權おのづから京都に還らんと思召されしに、なほ陪臣北條氏依然として政治を執り、義時等とかく專横を極めて、天皇の旨に背くこと多かりしかば、天皇は意を決して北條氏を討たんと圖り給ひ、遂に承久の亂となりしが、時未だ到らずして、天皇は御志を達し給ふ能はざりき。

幕府の基礎鞏固

一 承久亂後の京都と鎌倉 雨降りて地固まる喩の如く、これより鎌倉幕府の基礎は、愈固く北條氏も泰時・時頼共に民政に注意して、勵精治を圖り、偏に頼朝の方針に従ひ、又京都には六波羅探題を置き、陰に朝廷に備へしを以て、武家

北條氏の干渉

政治の根柢愈鞏固となれり。之に反して、京都の公卿等は平安時代の殘夢を貪りて、再び王政復古の運動をなす勢なき有様なりしも、北條氏はなほ皇室及び藤原氏の權力を分たんことを圖り、皇統分立して、皇位繼承問題の起りし時には、之に喙を容れ奉り、五攝家の分立にも關係をなしき。然るに元寇以後、鎌倉幕府の財政紊れ、威權漸く揚らず、加ふるに執權高時の闇愚にして、大に民心を失ひたるに、京都にては英明なる後醍醐天皇出でて、後鳥羽天皇の御素志をつぎ、政權恢復の御企を起し給ひ、人心の漸く幕府より離れ行くに乗じ、之を滅ぼさんと思召し、正中の變となり、ついで元弘の亂に及び、笠置山行幸となりしも、亦御本意を達し給ふ能はずして、隱岐へ遷幸せらるるの御運となり給へり。

三 建武の中興

この時に當り、天下は北條氏の政治の日

後醍醐天皇

北條氏滅亡

に頽廢するを以て、之に慊焉たらざる者多く、偏に幕府の滅びんことを望めり。時に楠木正成、新田義貞等を初め諸國勤王の士は、兵を揚げて天皇の王政恢復の業を輔け奉り、正成は北條氏の大軍と戦ひ、足利高氏は六波羅を、新田義貞は鎌倉を滅ぼし、天皇は名和氏の勤王によりて、京都に還り給ひこゝに建武中興の業成り、後鳥羽天皇の御素志は百十餘年の後にて、始めて貫徹するを得、藤原氏擅權以來弛みたる王政は再び恢復し、頼朝の開きたる武家政治は仆れ、中興の新政こゝに開かるゝに至れり。

武家政治仆る

中興政治の弊害

四 武家政治の再興 然るに、中興の新政は種々の弊害之に伴ひ、行賞は公平を缺き、公卿と武人との間に争起り、公卿は政務に慣れずして事務の澁滞多く、天皇はまた人民の窮乏を省みずして、大内裏の造營等を企て、紙幣を發行せられ

足利尊氏

吉野の朝廷

武家政治反對運動

たれば、人民は之に苦みて、人心却て新政を喜ばず、寧ろもとの武家政治を希望する者多きに至れり。此機會に乘じ、素志を遂げんとして出てしは足利尊氏にて、新政の缺點を察して人心を收攬し、再び武家政治を起さんとして天皇に反き、光明院を擁立し奉りたり。やがて天皇は吉野に幸して朝廷を開かれ、政治を見給ひ、勤王の諸將また舉つて、尊氏を討ちしも、その功なく、名將は順次戦死し、天皇も遂に吉野に崩御し給へり。後村上天皇ついで即位せられ、先帝の御遺志をつぎて京都を恢復せられんとせしも、遂に功を奏し給はず、吉野の朝廷は漸次衰へ、尊氏の立てたる京都の朝廷及び幕府は盛となり、再び武家政治起り、爾來室町幕府を經、過渡の時代たる織豊時代を過ぎて、江戸幕府の世となりては、武家政治愈盛んにて、遂に明治の王政復古に至るまで、反對運動の

全く功を奏せざりしは、頗る遺憾なりき。

年表

天皇	年號	紀元	事	實	天皇	年號	紀元	事	實
安徳	治承四一八四〇		頼朝侍所を鎌倉に開く		同	元弘元一九九一		天皇再び討幕を謀り給ふ 皇笠置行幸	
同	壽永三一八四四		頼朝公文所問注所を鎌倉に 設く		同	同 二一九九二		高時天皇を隠岐に遷し奉る	
同	同 四一八四五		頼朝守護地頭をおくを許さ る		同	同 三一九九三		北條氏滅亡天皇還幸	
後鳥羽	建久三一八五二		頼朝征夷大將軍となる		同	同 建武二一九九五		尊氏叛す	
順徳	承久三一八八一		承久亂起る六波羅探題をお く		同	同 延元元一九九六		天皇吉野還幸	
後堀河	嘉祿二一八八六		頼朝征夷大將軍に任ぜらる		同	同 同 三一九九八		顯家義貞戰死	
後宇多	弘安四一九四一		元軍來寇		後小松	元中九二〇五二		後龜山天皇帝京都還幸	
後醍醐	正中元一九八四		後醍醐天皇討幕を謀り給ふ						

第八章 鎌倉室町時代に於ける支

那及び朝鮮半島との交通

一 遣唐使停止後の交通 朝鮮半島に於ては、平安時代に

商人僧侶

新羅滅びて高麗起りしも、この國は北方の傳統を承けたるものなれば、南方の新羅・百濟等の如く、我との關係密ならず又支那に於ては、遣唐使停められてより、國際上の交通は行はれず、されば我が商人等が高麗又は支那(宋)の沿岸に至りて貿易し、或は僧侶が法を求めんが爲めに、商船に便乘して渡宋したることありしに過ぎざりき。

一 鎌倉時代の交通 平清盛は兵庫に築港し、貿易交通の

清盛と實朝
僧侶の入宋

利を得ることに着眼せしも、世短くして鎌倉時代となり、實朝また渡宋の計畫を起したるも、また果さざりき。されど、僧侶の入宋は益盛に行はれ、禪宗を齎したる榮西・道元、東大寺大佛再建の勸進をなしたる重源等は、これらの中の名僧にて、何れも我が文化に直接間接に影響を及ぼしたりき。然るに、この後我が邊民の、高麗及び宋の沿岸を侵掠する者あり

邊民の侵掠

文永弘安の役

高麗邊民の侵掠を禁せんことを請ふ

李成桂

て、漸く多きにより、高麗は使を遣して好を修め、之を禁せんことを請ひたり。時に支那にては蒙古起りて元と稱し、宋を滅ぼしたる餘威を以て我が國をも服せしめんとし、使を高麗に遣はして、我が國を諭さしめしも、我應ぜざりしかば、遂に高麗と共に兵船を出して、二回我が國を攻めて、共に失敗に終り、兩國と我が國との修好は、全く斷絶するに至りぬ。

三 倭寇と朝鮮との交通 吉野朝の世、國內争亂絶えざるにより、内地に志を得ざる者などの、海に浮びて支那朝鮮の沿岸を侵す者愈多く、高麗の恭愍王紀元二〇一―二一〇の時最も甚しきにより、使を遣はしてこれを禁せんことを請ひしも、將軍義滿禁じ能はざるの故を以て、之を辭せり。その後、高麗又屢使を遣はして之を請ひしも、遂に全く絶つこと能はざりき。時に、半島には李成桂出でて、猖獗なる倭寇の鋒を

高麗

宗氏と朝鮮貿易

交通斷絶

天龍寺船

挫き奇功を奏し、遂に國內を一統し、高麗朝に代れり。成桂又使を我に遣はして大内義弘に頼り、倭寇を禁じ好を修めんことを請へり。其後、將軍義教の時、對馬の宗氏彼國との交通の衝に當る事となりしかば、嘉吉三年紀元一〇三二に、高麗宗氏に勘合符を贈り、通商條約を結び、釜山浦、鹽浦、齊浦の三港を開けり。是れ宗氏が日韓通商の權を掌握する始なり。その後、將軍義政また好を修し、使節を送り、爾來足利氏の滅ぶるまで、往來絶えず。また、諸國の守護等の、彼地に交通する者も多かりき。豊臣秀吉の時に至り、文祿慶長の役となり、秀吉の軍半島に進入し、干戈結んで解けず、兩國間の交通、復、全く絶ゆるに至れり。

四 室町時代初期の支那との交通 吉野朝の時、足利尊氏

天龍寺を建立せんとし、その費用を補はんが爲め、船舶を元

渡明の人々

進貢船

勘合符と大内氏

となりたり。また、この頃には、諸國の守護を初め、五山・南都の僧、兵庫・博多・堺の商人等皆通商の利を知り、争うて之に赴きしかば、彼地の文化を齎らしたること少なからず、有名なる畫家の雪舟・名僧の清啓の如きは、皆此頃渡明せし人々なり。幕府も進貢船を出し、貢物の外に莫大なる物品を載せて、貿易の利を得、之を官庫に收めたり。初め義滿（叔）の勘合符を受くるや、之を大内氏に託す、爾來明國との貿易も、専ら同氏の管掌する所となりしが、その滅亡すると共に、この貿易にも一頓挫を來たすに至りき。その後、國內紛亂して通交の事も行はれず。秀吉に至り、明國と隣交を修せんとする意ありしも、彼從はざりしを以て、遂に文祿・慶長の役となり、彼我の交通全く絶ゆるに至れり。

年表

天皇	年號	紀元	出	來	事	天皇	年號	紀元	出	來	事
宇多	寬平六	一五五四	遣唐使停止			後小松	同八	三〇六一	義滿明に使す		
高倉	承安三	一八三三	清盛經島を築く			同九	三〇六二	明使來朝			
後鳥羽	建久二	一八五	榮西宋より歸る			同一一	三〇六四	明勘合符を贈る			
順德	建保五	一八七	實朝渡宋の計畫			同一二	三〇六五	明使來朝			
後堀河	安貞元	一八七	道元宋より歸る			同二一	三〇六九	義持大藏經を朝鮮に求む			
後宇多	文永二	一九四	元軍來寇	名谷		同二二	三〇七〇	明使來る通交を謝絶す			
同	弘安四	一九四	元軍來寇	名谷		同二三	三〇七〇	宗貞盛朝鮮と約す			
後村上	興國三	二〇三	尊氏天龍寺船を發す			同二四	三〇七三	幕府僧清啓を遣明使とす			
同	正平七	二〇二	高麗恭愍王即位 <small>(この時代高麗への倭寇盛なり)</small>			同二五	三〇七三	雪舟明より歸る			
後龜山	天授二	二〇六	明懷良親王に國書を通ず			同二六	三〇七三	義政復明に銅錢を求む			
同	元中九	二〇五	李成桂半島を一統す			同二七	三〇七三	大内氏滅亡			
後小松	應永五	三〇五	朝鮮使を遣はす			同二八	三〇七三	秀吉朝鮮征伐の令を下す			

第九章 歐羅巴人の來航 通商貿易

天主教の傳播

一 歐羅巴人來航の由來 文永・弘安役の頃、支那に伊太利

Handwritten notes in the left margin of the right page, including names like '高倉', '後鳥羽', and '順德', and dates like '承安三' and '建久二'. Some notes are written vertically.

マルコポーロ
の見聞録

歐羅巴に於ける
航海術の進歩

鐵砲の傳來

航海術の進歩

人マルコポーロといへる者ありしが、歸國して見聞録を記し、支那の東方に金銀珠玉を以て満たされたるジバングといふ國ある事を紹介せり。これ圖らずも歐羅巴人の好奇心を惹起し、この金銀島を探検せんとして東洋に赴く者頻に多く、爲に歐羅巴の航海術は大に進み、コロンプスの亞米利加發見紀元一四九二、明應元年も、バスコダガマの喜望峯廻航紀元一四九八、明應元年も、皆その動機はこゝにありしものなり。殊に葡萄牙人は、頻に遠洋航海を奨励し、植民貿易を事とし、且つ基督教の弘布に力を盡したり。

一 歐羅巴人の來航 基督紀元十六世紀の初、葡萄牙人ゴア度を取り、之を根據地として、更に東進し、明の南邊を経て天文十二年督紀元一五〇三、基督紀元一五四三大隅種子島に漂着し、鳥銃を傳へたり。島主種子島時堯之を悦びて、其法を學ぶ。これより鐵

南蠻人

黒田如水・黒田長政・大友宗麟・細川忠興の羅馬字印

ザビエルの來朝

天主教の傳播

砲全國に普及せり。西班牙人も、マゼランの南亞米利加廻航後、メキシコを植民地とし、さらに太平洋に出でて、フィリッピン島に據り、遂に天正十二年紀元一五八四、基督紀元一五八四には我が平戸肥前に着し、それより漸次貿易を



Simeon Josui



Curo NGMS (Curoda Nagamasa)



FRCO (Francisco)



Tadaoqui

ひ、その船を南蠻船といへり。歐羅巴人は、フランシスコザビエル、マラッカ半島に在りて、日本に基督教を弘布する望ありと聞きて渡來し、爾來國內を巡歴して、布教に従事せしに、漸次信徒増加し、九州の諸侯にも之を信ずる者多く、殊に大村有馬、大友の三氏は、最も熱心な

と貿易するにつれ、基督教も輸入せられ、既に天文十八年に

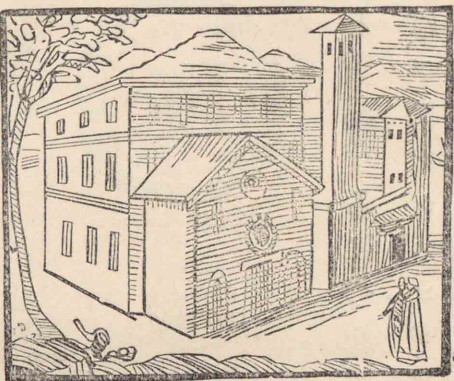
大村・大友・有馬の遣使

信長

安土にありし基督教のセミナリオ(學校)

南蠻寺

切支丹宗



る信者にて、其領内に寺院を建て、學林を設け、後には使者を羅馬法王に遣はすに至れり。天正十年、紀元一五八二、二、基督教紀元一五八二

三 天主教の傳播

かくて、基督教天主教は漸次中國畿内に傳播し、宣教師も順次渡來し、熱心に布教したるを以て、歸依する者多く、殊に信長はかねて佛教徒の專横なるを惡み、之を抑壓せんとする政策上より保護を加へ、京都に南蠻寺を建つるを許して、土地を寄附し、或は學校を安土に設くるを認可し、自由に布教するを許したるを以て、教は京都・大阪・堺はもとより、遠くは關東・陸奥地方にも及び、その信徒の數十餘萬に上れりといふ。當時この基督教天主教を切支丹宗と稱し、布教者を伴天連といへり。

平戸と長崎

通商貿易の盛況

四 通商貿易と天主教の禁止

歐羅巴人の來航愈頻繁となり、通商貿易も盛に行はれ、肥前の平戸は當時歐洲貿易の中心にて、南蠻船皆この所に集まりしが、其後、大村氏の領邑に長崎港の開かるゝに及びて、平戸の繁榮は、この地に移ることゝなれり。又我が國人の海外に渡航する者、益多く、倭寇以來振ひし海外思想は愈發展し、堺・博多・京都・長崎地方の商人にて、南洋地方に赴きて貿易し、鉅萬の富を作る者も多く、國民活動の機運大に進みたり。秀吉の時には、自ら臺灣・呂宋・臥亞等に書を遣はして、通商を求めしほどなれば、ますく國民の海外渡航を奨勵せしも、歐羅巴人の齎らしたる基督教天主教は、元來政治上頗る危険なるものにて、之を用ひて民心を收め、以て領土擴張の手段になすものなりとの説行はれ、又長崎に在りて宣教師等頗る勢力を振ひて專横の舉動

上治三年の朝鮮使節來朝の事
日軍の来朝
對馬と朝鮮との條約
年々手帳
朝鮮使節來朝行
列の圖
秋心十一年
三百一十人

朝鮮使節來朝行
列の圖
秋心十一年
三百一十人
修好聘禮の事
定まる



忠に謁し、歸途駿府にて家康に謁して歸れり。是に於て、修好ほゞ成りしにより、家康は宗義智の官位を進めて其功を賞せり。對馬は同十三年に朝鮮と貿易に關する條約を結び、爾來家康は頻に朝鮮信使の來朝を求め、また朝鮮に由つて明に通交せんことを望みしも、皆拒絕せられたり。然るに、大阪の役終り、朝鮮の怨府たる豊臣氏を滅ぼしたる事なれば、朝鮮も徳川氏を徳とし、又相互の事情も漸次了解せられて修好聘禮の事始めて定まるに至れり。

三 使節來聘の決定 元和二年、對馬使を朝鮮に遣はし、家康の薨去を告げたり。三年

信使來朝



五月朝鮮信使來りて、大阪の平定を賀せり。後、秀忠職を子家光に讓るに及び、幕府の基礎も確立し、彼の國にても既に三代を重ねて、往時の怨恨も漸く薄らぎ、狐疑の念も失せ、相互の事情も了解せられたるを以て、これより以來、將軍が新に襲職する毎に、對馬より之を朝鮮に通知し、朝鮮よりは必ず使を遣はして祝意を表するを例とするに至れり。この後、將軍の代る毎に、必ず來聘することゝなりたり。

四 來聘の狀況 信使の來聘は頗る盛なるものにて、正使、副使、從事官の三人を初め、上々官、武官、執筆、醫者等を合すれば、一行三

大坂上陸

鹵簿

正倉院の儀衛、七、御奉行の儀

日光廟參拜

百人乃至五百人の多數に上り、且つ支那の風俗に似て、すべてに虚勢を張り、修飾を事とし、尊大を以て誇る風なれば、聘禮式及び鹵簿の盛なること、行粧の美麗なること、實にこの時代の壯觀なりき。幕府にても、將軍就職儀式の一と見做して、特に力を用ひ、途上、道路の修繕、旅舎の設備、江戸市中の取締等に、一々心を盡して行ひたるものなり。寛永十三年來聘の時、三使江戸城に謁見後、日光廟に參拜をなすことの例ありしも、同二十年及び明暦元年と合せて三回之に赴きしのみなりき。朝鮮の使節は、

五 聘禮の改革 朝鮮使來聘の事たる、家康・秀忠の頃には未だ天下多事にて、その儀式の如きに至りては、充分に講究せられたるものにあらず。しかも、朝鮮は兵力を以て日本と争ふ能はざれば、文事上にて我を壓せんことを務めしによ

利登

作、白もころも

朝鮮使の白もころも

君美の改革

對馬にて聘禮

り、遂に對馬の奸策となり、我が體面を毀損せることも少なからざりき。然るに家宣の時に至り、新井君美白石學博く識高きを以て、夙にその弊を察し、應接の禮を改定せんとし、古今内外の制度を比較して、新に儀式制度を定め、體面上に幾分の改革をなすを得しが、君美また建議して、彼國の使節を對馬にて迎接し、國書進物の交換をなし、徒に人民を勞し、財力を消費することを省かんとせしむ。遂に行はれざりき。その後、十一代將軍家齊の時に至り、君美の説を實行するの己むを得ざる事となり、文化八年の、聘禮は對馬に於て行ふ事となりしが、その後は我が國內の騷亂により、聘禮の事も、停めらるゝに至りき。

年表

天皇	年號	紀元	事	實	天皇	年號	紀元	事	實
----	----	----	---	---	----	----	----	---	---

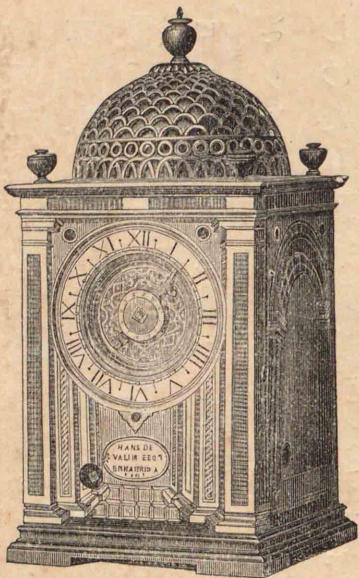
慶長十四年(基督紀元千六百九年)七月二十五日、和蘭國王家康に書を贈りて通商を求めしに、家康之を許して與へし渡航の朱印なり、原本は和蘭國海牙文書館に所藏し、大日本史料第十二編之六に登載す。

この文書は、慶長十五年(基督紀元千六百十年)五月、秀忠が西班牙宰相ドケ、デ、レルマ (Duque de Lerma) に書を與へ、前呂宋太守ドン、ロドリゴ、デ、カスティーロ (Don Rodrigo de Vivero) より我國へ依頼し來れる旨に従ひ、ノバ、イス、パニヤより日本に至る商船は日本何れの湊へ著岸すとも差支なきの朱印にて、伴天連フライ、アロソ、ムニョス (Fray Alonso Munioz) 及びフライ、ルイス、ソテロ (Fray Luis Sotelo) を使として之を遣はしたるなり(ソテロはこの時遂に赴かず) 原本は西班牙國セビーヤ市印度文書館に藏し、大日本史料第十二編之七に登載す。

家康英・蘭人を引見

家康所有の時計
なりセバスチヤ
ン、ビスカイノ
の持來りし進物
中は斗景とある
はこれなるべし
千五百八十一年
マドリツド製の
ものなり

んとし、航し來る者漸く多く、慶長五年(基督紀元一六〇〇)には和蘭人ヤン、ヨーステン、英吉利人ウヰキリアム、アダムス(三浦我が國に來れり、家康之を聞きて、兩人を江戸に招き、引見して西洋の事情を聞き、貿易の利あることを知りたれば、大に喜びて、江戸に邸宅を與へて居住せしめ、屢之に諮りて海外の智識を得、西洋諸國と交通せんことを頻に希望したりき。一 家康の南洋貿易 是よりさき、秀吉に追放せられたる宣教師にて、ヘロニモ、デ、ゼスといへる者あり、家康之に謁して、南洋の事情を聞き、マニラなる呂宋の大守に書を贈りて、交通を開かんとせしが、慶長十五年(基督紀元一六一〇)に



第十一章 邦人の海外渡航 江戸時代に於ける外國貿易

ノバイスパニヤに交通

伊達政宗の遣使

は、又、西班牙の領地なるノバ、イスパニヤNova Hispania 今西の墨にも、家康及び秀忠より國書を贈り、フライ、アロンソ、ムニョスFray Alonso Muniozを遣はし、通商貿易を求めしに、同十六年西班牙の使者セバスチヤン、ビスカイノ返禮として來朝せしも、未だ交通を開くに至らざりき。是に於て、伊達政宗に旨を傳へ、之が交渉に使を出さしめたり。政宗乃ち支倉六右衛門及びフライ、ルイス、ソテロVizcaino Fray Luis Soteloを使として、ノバ、イスパニヤを経て、羅馬に赴かしめたり。六右衛門等は、同十八年紀元二一七三基八月、奥州を發し、約七年を費して、元和六年紀元二一六〇基に歸朝せり。然れども、我が國は、一方にて、基督教を禁制する方針なるを以て、彼國にては通交を望まず、遂に其目的を達すること能はざりき。

三 蘭・英との通商 和蘭・英吉利の兩國は、基督紀元千五百年代の末頃より頻に遠征船隊を東洋に派遣して、通商の利

和蘭

英吉利

英蘭の争

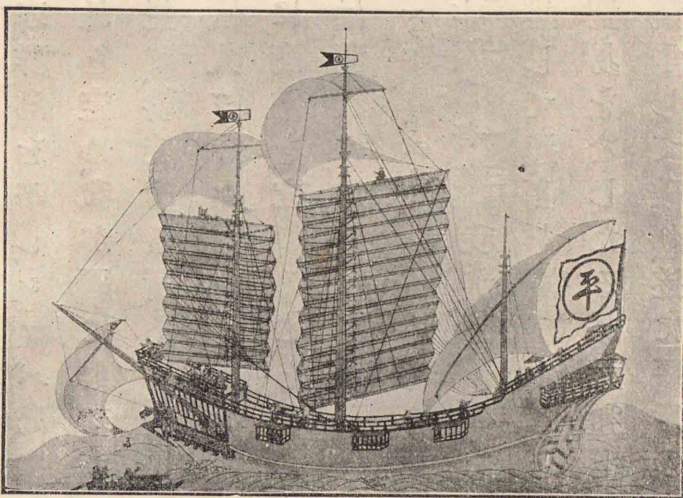
を求めんとし、和蘭人はまづ東印度商會を起し、それより馬來群島を略し、シヤバ島JAVAにバタビヤ府を建て、東洋の根據地と定め、我が國にも來りて、家康の通商貿易に熱心なるを見て、斡旋する所あり。慶長十四年紀元二一六九基に至り、同國人ジャツクス、スベツキス、駿府に來りて家康に謁し、平戸に商館を立つることを許されたり。英吉利は馬來群島にては、蘭人の爲に壓倒せられしも、印度方面に於て着々成功し、マドラス・ボンベイ等を開きて根據地とし、慶長十八年紀元二一七三基我が國へ使を遣はし、英王ゼームス一世の書を呈して通商を開かんことを請ひ、爾來平戸に商館を建て、貿易をなしたるが、元和七年紀元二一八一基に至り、蘭人と競争して破れ、遂に平戸の商館を閉ぢて、歸國するに至れり。

四 海外渡航の商人 家康は、海外との交通を切望して、來

渡航地方

末次船

御朱印船



朝の外人に便宜を與へ、我が國人の渡航を奨勵したるにより、秀吉時代に振興せし遠洋航海の事業は益進みて、争うて南洋地方に赴く者多きに至れり。當時、渡航船の赴きし地方は、呂宋・瓜哇・安南・暹羅・柬埔寨・交趾・交萊・摩陸・太泥・占城・天川・信州の如き地方にて、中には其地に永く居住して、日本町の建設を見たる所もありき。又これら渡航の船舶は、通商の便宜上、海賊と區別する爲に、幕府より免狀を受けて、赴くものにて、之を御朱印狀といひ、この狀を有せる船

渡航商人

貿易品

を御朱印船といふ。これは、既に秀吉の頃より長崎・京都・堺等の地方の商人に與へたる事ありしが、江戸幕府となりてよりは、慶長九年紀元二二六四、基督紀元一六〇四より始め、元和二年紀元二七六、基督紀元一六一六まで、毎年之を發したり。これらの商人の中にて、京都の角倉了以、大坂の末吉孫左衛門、長崎の末次平藏、荒木宗右衛門、堺の納屋助左衛門、松坂の角屋七郎次郎の如きは、最も著名なるものなりき。その他、諸大名にても、加藤清正、龜井・島津・鍋島・松浦等は、船を出して、貿易の利益を占めたり。當時の貿易品としては、糸・織物・毛皮・金・欄・緞子・天鵝絨・麝香・象牙・沈香・伽羅・白檀などを輸入し、刀・漆器・蒔繪・屏風・扇子・金銀細工物の類を輸出したりき。

五 海外の武勳者 秀吉は海外征服の壮志を懷き、支那を征伐し、更に臺灣・呂宋・印度にも及ばんとする抱負を有せし

内地開放主義

來朝の外人

外人に異心ありとの説
蘭人の葡西兩國人排斥

足らざる所を補ひ、通商貿易を以て國富を増進せんことを圖り、務めて天下の大勢を察知し、歐洲の學術技藝を採用せんことを圖れり。されば、頻に海外渡航を奨励し、外人の我が内地に居住し、又任意に旅行することをも許して、何等の拘束を加へず、極めて寛大なる開放主義を採りたり。

一 基督教の禁止 然るに、當時來朝の外人は、熱誠なる信仰者にあらずば、野心を包藏して來りたる冒險者の類多く中には其行爲不謹慎に亘りて、宗教家たるの實なきものあり、或は人心を收めて領土擴張の手段に用ひんとする者なりとの疑を起さしむるものあり。殊に、和蘭人は新教を信じ、葡萄牙人・西班牙人の奉ずる舊教天主とは其宗派を異にせるより、宗教上の敵としてもこの兩國人を排斥して、日本貿易の利を獨占せんと圖り、葡西兩國人には異心ある事を

信徒の不謹慎

禁令發布

通商地を制限

幕府の方針

我に告げたるあり、又我が基督教信徒の中より往々不謹慎の者現はれしかば、家康は此教を以て危険なるものと認め、慶長十七年紀元二二七二、基督紀元一六一二に之を禁じ、更にその翌年亦禁令を出し、信者を悉く海外に放逐するに至れり。

三 通商貿易の制限 幕府は、かく基督教を禁じたるも、通商貿易に於ては、益盛大ならしめんことを望めるを以て、全然外人の渡來を禁ずること能はず。まづ通商地を制限して、長崎・平戸に限り、英・蘭兩國の商人にのみ渡來を許したるが、なほ葡萄牙の宣教師の商人に扮して竊に渡來するものなどありき。元和六年紀元二二八〇、基督紀元一六二〇、蘭・英兩國連合して、又、葡西兩國人に對し鎖國の方針をとるべきを慫慂せしが、幕府はなほ互市を奨励して、宗教と經濟との兩問題を分離せんことに力を用ひしも、遂にその功を見る能はざりき。

家光時代

消極的政策

海外渡航の禁令

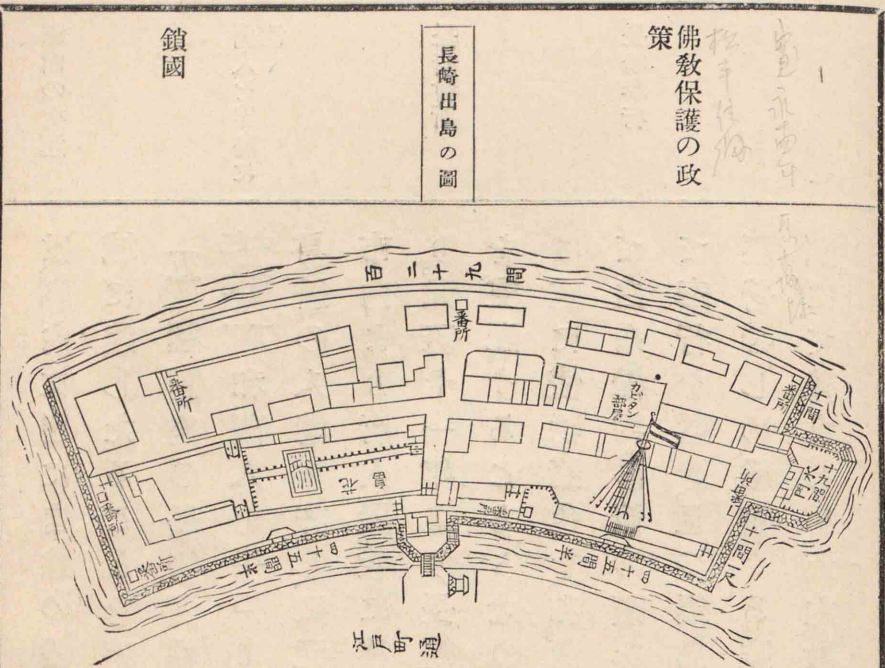
出島

④ 鎖國政策の由來と鎖國 秀忠職を譲り、家光將軍となるに及び、幕府は内政の整頓に意を用ふべき時なれば、徒に外に事端を開くが如きことありては、國內の動搖を來たし、延いては幕府の基礎を危くするものなれば、幕府も自家の存立を危くしてまで、貿易の利に熱心なる能はず。寧ろ消極的政策を立て、内外の交通を閉塞し、基督教に十分なる拘束を勵行せざるべからずとし、寛永十年紀元二二九三、基督紀元一六三三幕府は長崎奉行に令して、御朱印船を除く外、邦人の海外渡航を禁じ、外國に居住せる邦人の入國を止め、内外の交通を制限したり。更に同十三年に至り、幕府は斷乎たる令を出し、海外渡航は全く之を禁止し、海外在留の者は一切歸國を許さざる事となしたり。然れども、なほ長崎港内に出島を築き、葡萄牙の商人をこゝに居住せしめ、天主教の傳播を防ぎしが、

佛教保護の政策

長崎出島の圖

鎖國



同十四年に至り、島原の亂起りたるを以て、亂平定後、幕府は専ら佛教保護の政策をとり、僧侶に宗門改めをなさしめ、葡萄牙の商人を出島より放逐して、和蘭人を入れ、天主教の禁を益嚴重にし、外國貿易は通商をのみ事とする和蘭人支那人に之を許したり。こゝに於て、所謂南蠻船の渡來は全く絶え、これより嘉永六年紀元二五一一、基督紀元一八一八まで、凡そ二百二十年間鎖國の有様となりたり。この間、我が國は世界の進運に後れしも、又一面に

國內の文運

は、國內文運に自然の發達を進め、日本國民の文明が圓熟の域に達したることを稱せざるべからず。

五 鎖國後の長崎貿易

島原の亂後、寛永十八年

○紀元二三

蘭人を出島に置く

紀元一 和蘭人を平戸より長崎の出島に移して、毎年一回貿易船の入港を許し、又元祿二年 紀元二 三四九 支那人をも

長崎會所

市内より唐人屋敷に移し、毎年三回貿易船の入港を許したり。元祿十一年より長崎會所建設せられて、支那・和蘭の貿易

長崎奉行

を支配することゝなり、又金貨の濫出を防ぐ爲め、支那人には重に俵物・諸色（海産物）を、和蘭人には重に銅・樟腦を渡し、之に代へて白糸織物・砂糖の類を受取れり。幕府は長崎を直轄地として奉行を置き、且つ鍋島・黒田の二氏に命じ、隔年に交代して經營せしめ、嚴密なる監視をなさしめ、貿易は狹隘なる一區劃にて營ましめ、天主教の禁を層一層に嚴重となしき。

年表

天皇年	號紀元	基督紀元	事	天皇年	號紀元	基督紀元	事	實
後水尾	慶長一七三三	一六六二	天主教の禁	明	正寛永一四三九	一六七〇	島原亂起る翌年平定	
同	同一八三三	一六六三	再び天主教を禁す	同	同一五三九	一六七〇	天主教嚴禁の令	
同	元和六三三	一六六〇	蘭英鎖國を勸む	同	同一八三〇	一六七一	蘭人を平戸より出島に移す	
明	正寛永一〇三三	一六六三	天主教嚴禁の令を出す	東	山元祿二三四九	一六九〇	支那人を唐人屋敷に移す	
同	同一三三三	一六六六	また禁令を發す	同	同一三三三	一六九六	長崎會所設立	

第十三章 邊境の事情

一 歐洲各國の形勢

寛永の鎖國以來、歐羅巴諸國も和蘭

の外は殆んど我が國に來航するものなかりしが、本國にては、葡萄牙・西班牙も、また十五六世紀頃の勢なく、英吉利に壓せられて、遠く東洋の經營に従ふ能はず。英吉利も、内には内亂あり、外には印度及び亞米利加の領土に力を用ふるを以て、また東方に手を伸ばす餘裕に乏しかりしが、十八世紀の

列強東洋に迫る

末に至りては、葡・西・蘭は既に衰運に屬し、英吉利、佛蘭西、露西亞の三國益盛となりて、南北より我が極東に逼り、亞米利加合衆國も新に獨立し、漸く太平洋方面に其勢を發展せしめんとし、英吉利の印度經營も着々歩を進めて、漸次東方に勢を張らんとするに至りき。

西比利亞侵略

二 露西亞の東侵 露西亞は、我が室町時代の中世に起りし國なるが、漸次領土を擴め、東、西比利亞に侵畧して地を拓き、十七世紀の中頃には、既に黑龍江上流地方に達し、清國と境界の争を起し、同世紀の終には、兩國政府の間に國境を議定し、通商の條約を結びしことありき。やがてペートル大帝Peter出でし時には、遂に勘察加半島をも略し、太平洋沿岸に其勢を張らんとせり。

勘察加半島

三 露西亞我が北邊に侵入 これより、露西亞は漸次我が

最上徳内

露西亞の使節來る

領土に接近し、南下して我が邊境に迫らんとし、十八世紀の終頃には、千島の諸島を漸次侵掠して、遂に國後島に到達せり。こゝに於て、幕府は普請役山口鐵五郎等に命じて、蝦夷地を巡視せしめ、大石逸平、最上徳内等之に隨行せしが、徳内は單身國後島に至り、擇捉島に渡り、在留の露人を逐ひ、得撫島にも赴きたり。然れども、幕府は未だ邊境の事情につきて多く注意をなさざりしが、寛政四年紀元二四五二、基督紀元一七九二、露西亞使節Laxminラックスマン我が漂民を護送し、根室に至り、通商の免許を得んことを求むるに及んで、幕府、北邊警備の忽にすべからざることを悟り、外國使節の應接は長崎に限ることを諭して歸らしめ、爾來沿海の諸侯に命じて、海防を嚴にし、使を遣はして頻に蝦夷地の巡檢をなさしめたり。

四 幕府の蝦夷地巡視と施設 然るに、露人の北邊を侵食

近藤重藏

伊能忠敬

函館奉行

松前奉行

間宮林藏

することもとの如く、寛政七年には露人數十名得撫擇捉に
 來り、永住の準備をなすに至りしかば、幕府は愈北邊の急を
 感じ、屢使を遣はして蝦夷地を巡視せしめ、ついで近藤重藏
 も命を受けて國後擇捉に赴き、擇捉島に露人の標木を抜き
 て、我が國標を立てたり。幕府は、同十一年に東蝦夷を直轄地
 とし、又函館に兵を置き、堀田仁助に命じて江戸・根室間の直
 航路を開かしめ、伊能忠敬に蝦夷地の測量をなさしめ、高田
 屋嘉兵衛に命じて擇捉に漁業場を開かしめ、享和二年紀元二四二
 六に函館奉行を置き、文化四年には蝦夷全土を直轄地とし、
 ついで函館奉行を廢して松前奉行を置きたり。同五年に間
 宮林藏は樺太を探檢し、西北利亞東海岸を踏査して歸れり。
 五 露人來寇 露使ラックスマン歸りて後、本國多事にて再
 來の暇なかりしが、やがてアレキサンドル一世即位し、文化

Alexander

露西亞使節再
來

元年紀元二四六、基 再びレザノフを遣はし、長崎に着し、通
 商の約を結ばんことを請はしむ。幕府乃ち目付遠山景春を、
 して之と商議せしめ、諭して、速に去るべきことを勧めしむ。
 レザノフ志を得ずして長崎を去り、歸途勘察加に至り、國人
 を嗾して、我が北邊に寇せしむ。三年、露人樺太を襲ひ、火を漁
 業の番屋に放ち、番卒を捕ふ。四年また擇捉に來る、我が守兵
 拒ぎ戦ひ、敵する能はずして遁る。幕府報を得て大に驚き、又
 蝦夷地を巡視せしめ、五年仙臺會津兩藩に命じて同地を警
 護せしめ、また江戸近海の防禦をなしたり。八年、露人利尻島
 に來る、守兵露船を擊退し、船長等を捕ふ。露船去つて國後島
 に至る。九年高田屋嘉兵衛を拘へて勘察加に去りしが、十年
 之を返して船長等の返還を請ふ。幕府謝罪書を作りて船長
 等を還し、自今通商を請ふべからざること約したり。これ

元 年 督 紀 元 一 八 〇 四

Rezanof

英船蘭船を捕ふ

松平康英自殺

外國船攘撃の令

より露人暫く我が北邊を窺はざりき。昔々其時あり。

⑥ 英船の來航 時に英吉利は印度經營漸く緒に就きたるを以て、漸次極東に注意を向け、和蘭の東洋貿易を障害し、舊怨を報いんとする意あり。文化五年、水師提督Druryドルリー艦隊を率ゐて長崎に入港し、蘭船を捕獲せんとし、蘭人を捕へ上陸して食料を掠む。長崎奉行松平康英驚き、佐賀藩の兵を出して英人の歸路を絶たんとせしも、兵少くして果さず、乃ち福岡・大村等に兵を求めしも、未だ到らざるに、ドルリー和蘭商館を襲ひ、薪水を取りて去れり。康英憤慨し、自殺して幕府に謝せり。爾來英船の我が近海に出没すること頗る頻繁となりたれば、幕府にては、攘夷の論大に起り、遂に文政八年紀元二四八五、基督紀元一八二五二月令して、我が海岸に近づく外國船は、命を須たずして悉く之を打拂ふべし、又、我が商船漁船等は海

蘭學者の説

上にて一切外國船に接近すべからずと令し、鎖國政策を勵行したり、之を文政の外國船攘撃の令といふ。然れども、西洋の事情に明かなる蘭學者の輩は、之を以て無謀の舉とし、高野長英渡邊山の如きは、書を著はして之を論じ、遂に幕府の爲に罪せられたり。

年表

天皇年	號	紀元	基督紀元	事	實	天皇年	號	紀元	基督紀元	事	實
正親町	永祿元	三二八一	一五五八	露西亞西比利亞經略に着手す	光	格享和	二四六三	一八〇三	函館奉行を置く		
後陽成	慶長五	三二六〇	一六〇〇	英吉利東印度會社創立	同	文化元	二四六四	一八〇四	露使レザノフ來る		
明	正寛永	三三〇三	一六四三	露人黒龍江に達す	同	同	同	同	露人擇捉に來る		
東	山元祿	三三九二	一七三二	露人黒龍江に達す	同	同	同	同	露人樺太を襲ふ		
同	寶永四	三三六七	一七〇七	露西亞勸察加半島に來る	同	同	同	同	松前奉行を置く		
櫻	町延享元	三四〇四	一七四四	英人クライブ印度に來る	同	同	同	同	英吉利船長崎に來りて亂暴す		
後桃園	安永三	三四三四	一七四四	英人ヘスチングス印度總督となる	同	同	同	同	露人利尻島に來る		
同	同	三四三六	一七三八	露人國後島に來る	仁	孝	文政八	三四五五	一八三五	外國船攘撃の令	
同	天明三	三四四三	一七八三	亞米利加合衆國獨立	同	天保一〇	三四九九	一八三九	渡邊登・高野長英罪せらる		

第十四章 開港の顛末

一 世界大勢の推移 國內にては、未だ鎖國の夢より醒めず、外船撃攘の令を發したるも、世界大勢の推移は、なかく我が國をこの状態に止むる能はず。西洋諸國にては、海外通商の發達すると、領土擴張の必要あるとより、漸次東方に力を用ひ、殊に學術・技藝の進歩し、蒸汽船の發明ありて、航海術の進むに従ひ、東方問題に着眼する者愈多く、露西亞の西比利亞を領有して、更に南下せんとすると、英吉利の印度經略その緒に就くと、北亞米利加合衆國が次第に膨脹して、その領域太平洋沿岸に達し、從て亞細亞方面に注意を向くるに至りしとは、益東西兩洋の接近を促がし、我が國をして鎖國の夢より覺醒せんとするに至れり。

蒸汽船の發明

東西兩洋の接近を促したる由來

蘭學者

阿片戰爭の影響

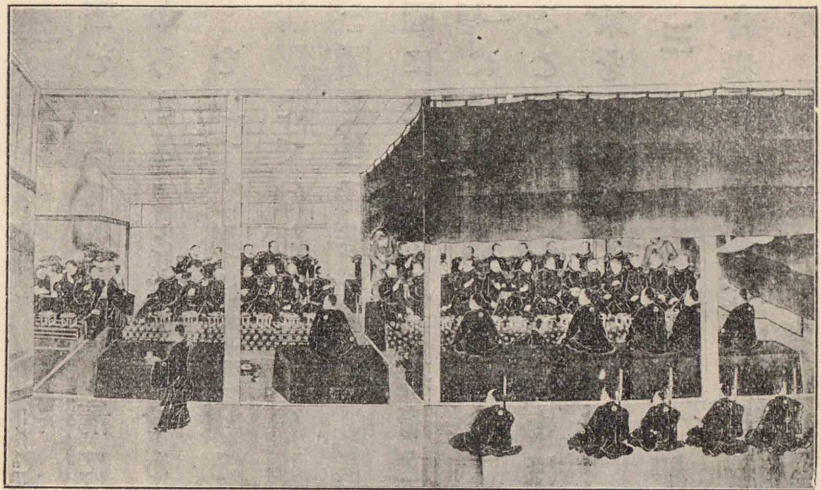
阿片戰爭の影響

二 國內の情況 國內にては、徳川吉宗の蘭學獎勵より、洋書を読み、外國の事情に通ぜる學者は、鎖國攘夷の行ふべからざることを主張せるも、一般の人は未だ外部の刺撃なきを以て、容易に覺醒するの機に至らざりき。然るに、この頃清國にては阿片輸入の事につきて、英吉利と戦ひ、敗れ、五港を開き、且香港を割讓し、償金を出して和を結べること我が國に達せしを以て、幕府之に鑑み、天保十三年 紀元二五〇二、基督紀元一八一八には、外國船撃攘の令を緩め、漂着船には薪水食糧を給することゝなしたるも、なほ海岸の警備を嚴にして、鎖國の政策を固守したり。

三 亞米利加合衆國使節の來朝 この時に當り、亞米利加合衆國は、其領土を太平洋岸に擴め、更に太平洋に於ける捕鯨の利と支那貿易の利益とに注目して、我が國を開國せし

ペルリ來朝

ペルリ饗應の圖



めんとし、使を遣はししが、更に
嘉永六年紀元二五一三、基
督紀元一八五三六月
に至り、水師提督ペルリPerryを遣は
して浦賀に來り、通商を求めし
めたり。幕府乃ち諸大名に命じ
て海岸を警衛せしめ、浦賀奉行
をして其國書を受け、事體重大
なれば、明年を以て答書を與へ
んと述べしめたり。ペルリ乃ち
退きて、琉球・支那地方に赴き、明
年を待てり。是に於て幕府は従
來の獨斷にて決する慣例を破
り、朝廷に奏聞し、又諸大名の意

露使來朝

ペルリ再び來
る

見を徴したるが、議區々にして何等決する所なかりき。

四 和親條約 七月に至り、露西亞の使節プーチャチン長Poutaline

崎に來り、貿易の許可と樺太の境界を定めんことを請ふ、
幕府は吏員を遣はして談議し、露使の主張を挫きたり。翌安
政元年正月ペルリ約の如く、再び浦賀に來り、返答を求む、幕
府やむなく、委員を遣はして之と談判せしむ。幕府も漸くそ
の敵す可からざるを見て、三月に和親條約を結び、下田・函館
の二港に渡來すること、及び薪水・食糧等を給することを約
せり。八月英吉利、十二月露西亞、翌年十二月には和蘭とも、同
様の條約を結びたり。

五 通商條約 安政三年紀元二五一六、基
督紀元一八五六七月、亞米利加合

衆國は、ハルリスを總領事として遣はし、下田に駐まりて前
の和親條約Harrisを更め、通商條約を締結せしむ。ハルリス來朝し

朝
ハルリスの來

條約締結

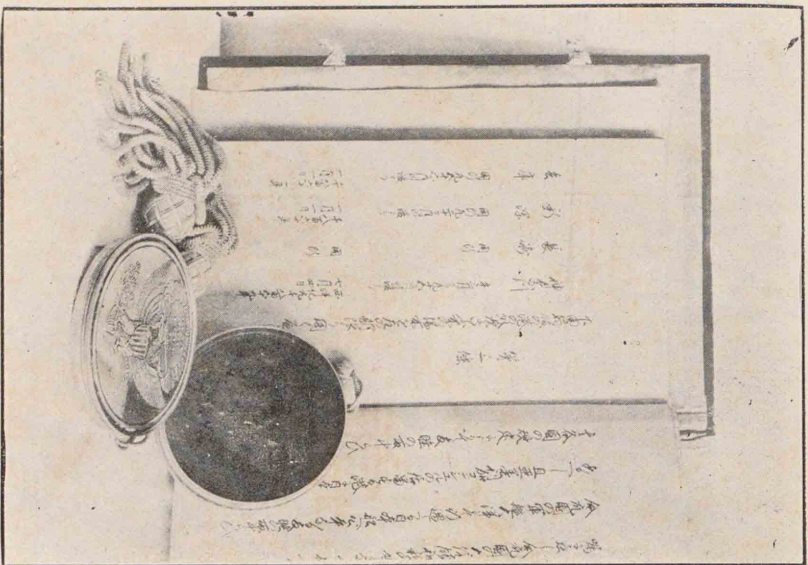
正睦上京

井伊直弼

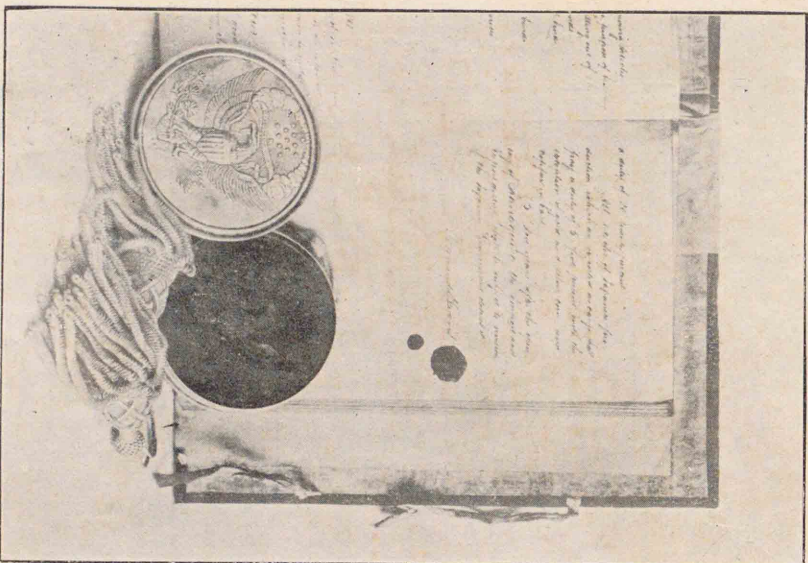
て將軍に謁せんことを請ふ、幕府已むなく之を許す。四年十月遂に將軍に見え、國書を呈し、宇内の大勢を論じ、歐洲諸國の強大なること、并に貿易を開くの利益あることを説けり。幕府は時勢の已むなきを見、遂にハルリスと條約の草案を議し、下田・函館の外に、神奈川・兵庫・長崎・新潟の四港を開き、神奈川開港の後は下田を閉づべきことを定め、五年に老中堀田正睦を上京せしめて、勅許を仰ぎ奉りしも、御裁可を得る能はざりしにより、正睦江戸に歸り、その處置に苦みたり。

六 假條約調印と開國 安政五年紀元二五一八、基督紀元一八五八 四月幕府は、彦根侯井伊直弼を擧げて大老とし、此難局に當らしめぬ。時に、英吉利・佛蘭西の兩國は清國と事を構へ、大に清國を破り、その勢を以て大舉して日本に迫らんとせるとの風説あり。ハルリス愈幕府に條約書の調印を迫りしかば、直弼事

(中日歴上級七二―七三)



文和約條商通好修米日印調日九十月六年五政安



文英約條商通好修米日印調日九十月六年五政安

安政五年六月十九日神奈川にて我が全權井上信濃
 守・岩瀬肥後守と亞米利加合衆國使節ハルリスとの
 間に調印せしものにて共和文と英文との兩様なり、
 この條約は萬延元年四月三日亞米利加合衆國華盛
 頓にて交換せるものなり通商條約中最古のもの
 ず原本は外務省の所藏なり。

假條約調印

條約の批准交換

態の已むなきを見、内外の形勢に鑑みて、六月遂に勅許を待
 たずして、假條約に調印し、長崎・兵庫・神奈川・新潟の四港を開
 くことを約し、ついで蘭・露・英・佛の諸國とも條約を締結した
 り。かくて、萬延元年督紀元一五二〇、基紀元一八六〇には、幕府の外國奉行新
 見正興等、米國華盛頓府に赴きて、この條約の批准交換をな
 したり。こゝに於て長く鎖國の夢を貪りし我が國民は、世界
 大勢の推移と共に覺醒せられ、開國の政策をとりて、歐米の
 新しき文化を續々輸入し、遂に明治昭代の著大なる國運の
 發展を示すに至れり。

年表

天皇年號	基督紀元	事	實
天 皇 年 號	基 督 紀 元	事	實
仁 孝 天 保 二 三 五 〇 一 八 四 〇	清 國 阿 片 戰 爭		
同 一 三 三 五 〇 三 一 八 四 三	外 國 船 隻 擄 令 を ゆる む		
孝 明 弘 化 三 三 五 〇 六 一 八 四 六	合 衆 國 の 領 地 太 平 洋 岸 に 達 す		
天 皇 年 號	基 督 紀 元	事	實
孝 明 嘉 永 六 三 五 一 三 一 八 五 三	合 衆 國 使 節 ハ ル リ 來 朝		
同 安 政 元 三 五 一 四 一 八 五 四	露 國 使 節 プ リ ー チ ャ ン 來 朝		
同 同 同 同	ペ ル リ 再 び 浦 賀 に 來 る		

國民の自覺心

王政復古の聲

盛となりて、國民の自覺心を起し、世は幕府の政權を握りて尊嚴なる皇室は何等之に與り給ざることにつきて疑を挿むに至り、遂に尊王の論大に起り、幕府の所爲を憤慨して、王政の復古を唱ふる者漸く現はるゝに至りき。

三 幕府の衰運

この時に當りて、邊境の警報頻に至り、遂にヘルリの來朝あり、四方憂國の士は陸續起り、攘夷論を唱へて開港説に反對し、天下騒然たり。幕府は狼狽し、江戸開府以來の舊慣を破り、事を朝廷に奏し、諸侯の意見を徵したり。是に於て、幕府の威令は漸く行はれざるに至れり。時に將軍繼嗣の問題起り、大老井伊直弼衆議を排して、十四代家茂を立てしかば、反對者は皆其處置を怒り、直弼が亞米利加合衆國との假條約に調印せし專斷を咎むると相合して、非難はその一身に集まり、世論紛々、到底この難局を解決する能は

井伊直弼

安政の大獄

櫻田の變

ざるを以て、遂に反對者を悉く罪して、安政の大獄を起せり。爲に一時反對者を鎮壓し得しも、上下の怨を受くること甚だしく、遂に櫻田の變となり、幕府の運命はいよゝゝ短縮するに至れり。

四 討幕論

櫻田の變後、老中安藤信正等將軍家茂の爲に皇妹親子内親王宮和の降嫁を得て、公武を合體し、幕府の威信を恢復せんとせしも、幕府は却て尊王攘夷論者の怨を深くし、坂下門の變を起し、討幕論漸くおこり、朝廷よりは、幕府の改革、將軍の上京及び攘夷決行の事を命じ給ひしも、幕府の威令全く衰へ、政治の改革も何等の功なく、將軍上京して攘夷決行の詔を受け、諸藩へも普く之を布告せしにより、長州藩の下關事件、薩州藩の英艦砲撃事件となり、遂には親征の詔を下されんとするに至りしに、朝議忽ち一變し、溫和派勢

朝議一變

攘夷決行の詔

長州征伐

力を得、長州藩士は退京を命ぜられ、朝臣中過激派の七人は長門に下向したり。こゝに於て、長州藩は藩主及び七廷臣等の罪を許して入京せしめられんことを請はんとし、蛤御門の變となりたり。幕府は朝命を奉じて、長州征伐の軍を起し、藩主一たび罪を謝せしも、復破れ、幕府再征の軍を起し、將軍自ら軍を率ゐて大阪城に入り、幕軍遂に長州の國境に迫りて戦ひ、却て之に敗れたり。

薩長密約

五 大政奉還 是時に當り、家茂大阪に薨じ、慶喜代りて幕政を統べしが、朝廷にても孝明天皇崩じて、今上天皇踐祚し給へり。此頃既に長州は薩州と密約し、三條實美岩倉具視等は、薩州の西郷隆盛・大久保利通、長州の木戸孝允等と謀り、幕府を倒して王政復古をなさんとし、二藩は密に討幕の勅を拜し、兵を率ゐて東上せり。時に前土佐藩主山内豊信堂容之を

山内豊信

大政奉還

見て、禍亂の大ならんことを憂へ、その發せざるに先ち、幕府をして大政を返上せしめんとし、家臣後藤象二郎等をして之を慶喜に勧めしめしに、慶喜時勢を察し、幕府の到底維持し難きを知り、遂に上表して大政奉還を請ひ、こゝに政權一途に出づるに至れり。

王政復古の號令

六 王政復古 朝廷直に慶喜の請を許し給ひ、諸侯の上京を命じ、會して國政の方針を議定し、十二月曩に長州に走りし七廷臣及び長州藩主以下の官位を復して入京を許し、新に有爲の人を拔擢して新政を開き、王政復古の大號令を發し給へり。是に於て、源賴朝の創始せし武家政治も一變して政權遂に朝廷に復歸し、政令皆天皇より出ださることとなり、後鳥羽天皇以來の御希望を達せらるゝことを得たり。こゝ後、なほ薩長二藩と舊幕臣との争ありて、鳥羽伏見の戦とな

りしが、やがて慶喜は恭順の意を表し、江戸を開城して其局を結び、餘波としては奥羽戦争・函館戦争となりしも、間もなく平げられ、大政復古の業全く成就するに至れり。

年表

天皇年	號紀元	基督紀元	事	實	
後陽成	慶長八三三	一六〇三	家康將軍となる	孝	
同	同一〇三六五	一六〇五	秀忠將軍となる	同	
後水尾	元和九三三	一六六三	家光將軍となる	同	
明正	寛永一〇三三	一六三三	海外渡航の禁	同	
後西院	明暦三三七	一六五七	光圀大日本史編纂に着手す	同	
靈元	延寶八三四	一六八〇	綱吉將軍となる	同	
東山	寶永六三六	一七〇九	家宣將軍となる	同	
中御門	享保元三七七	一七〇六	吉宗將軍となる	同	
桃園	寶曆九三四	一七五九	竹内式部尊王論を唱へて罪せらるる	同	
光格	天明六三四	一七六六	家齊宗家をつき翌年將軍となる	同	
同	天明七三四	一七六七	松平定信老中となる	同	
仁孝	文政八三四	一八二五	外國船撃攘の令	同	
天	皇年	號紀元	基督紀元	事	實
孝	明文久二	三五三三	一八六三	五月勅使大原重徳東下	同
同	同	同	同	八月生麥の變	同
同	同	同	同	三月家茂入京	同
同	同	同	同	五月長藩下關に外國船を砲撃す	同
同	同	同	同	七月薩藩英艦を鹿兒島に砲撃す	同
同	同	同	同	八月攘夷親征の詔下る	同
同	同	同	同	八月三條實美等七人長門下向	同
同	同	同	同	七月蛤御門の變	同
同	同	同	同	八月幕府長州征伐	同
同	同	同	同	八月長州下關に四國聯合艦隊と戦ふ	同
同	同	同	同	十一月毛利敬親罪を謝す	同
同	同	同	同	四月幕府長州再征	同

同	天保五	四九四	一八三四	外國船撃攘の令	同	慶應二	三五六	一八六六	六月幕軍長門の境に迫る
孝	明安政五	五二八	一八五八	水野忠邦老中となる	同	同	同	同	八月家茂薨す
同	同	同	同	正月老中堀田正陸上京	同	同	同	同	十二月孝明天皇崩す
同	同	同	同	四月井伊直弼大老となる	今	上	三三七	一八六七	正月今上天皇踐祚
同	同	同	同	六月米國との通商條約に調印	同	同	同	同	十月山内豐信大政奉還を慶喜に勸告す
同	同	同	同	六月紀州藩主徳川家茂を將軍の繼嗣と定む	同	同	同	同	十月慶喜大政を奉還す
同	同	同	同	安政の大獄	同	同	同	同	十二月王政復古の令
同	同	同	同	安藤信正老中となる	同	同	同	同	鳥羽伏見の戰
同	同	同	同	櫻田門外の變	同	同	同	同	函館の戰
同	同	同	同	皇妹親子内親王降嫁し給ふ	同	同	同	同	同
同	同	同	同	坂下門の變	同	同	同	同	同

第十六章 明治の新政 五箇條の御誓文 東京奠都

一 五箇條の御誓文 慶應三年十二月、王政復古の大令を發して、天皇萬機を親裁し給ふや、翌四年正月十五日には兵庫に於て、各國公使に國書を付して御親政の旨を告げ、國內

御誓文

には、諸外國と交誼を厚くすべき事を宣し給ひ、三月十四日更に天皇紫宸殿に御し、公卿諸侯を率ゐて、五箇條の國是を神祇に誓ひ、且つ之を群臣に詔し給へり。その文に曰く、

- 一、廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スヘシ。
- 一、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ經綸ヲ行フヘシ。
- 一、官武一途、庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。

維新政治の基礎

一、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クヘシ。
 一、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スヘシ。
 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ、朕躬ヲ以テ、衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立ントス、衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。

とあり。之を五箇條の御誓文といひ、維新政治の基礎は、實に

改元

皇后

天長節

東京城

これを以て確立せり。されば、この後、朝廷の施設は、一にこの御誓文の御趣意に基かざるはなし。

二、御即位式及び皇后册立　この年八月二十七日、紫宸殿に於て即位の大典を擧げさせられ、大禮悉く古典に復す。九月八日、慶應四年を改めて明治元年とし、一世一元の制を定め、十二月二十八日、左大臣一條忠香の第三女美子（美子）を立てて皇后となし給ひ、又この年八月二十六日に、九月二十二日（太陽曆十一月三日）御降誕の日を天長節と稱し給へり。

三、東京奠都　參與大久保利通、人心を新にするには、遷都の必要なることを建議せしが、ついて、明治元年七月に至りて、江戸を改めて東京となし、十月天皇東京に行幸し、江戸城を東京城と改め給へり。ついて、十二月、一たび京都に還幸あらせられ、翌二年三月、再び東京に幸し、同十月、皇后も亦東京

に遷らせ給ひて、是より後、永くこの地を帝都と定め給ひき。

四 官制改革 徳川氏大政を奉還して後、朝廷は、總裁議定、參與の三職を置かれしが、明治元年正月職制を定め、三職を七科(神祇・内國・外國・陸軍・會計・刑法・制度)とし、ついで七科を局とし、總裁局を合せて八局と稱し、閏四月又之を廢し、新に太政官に、^{外務}議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官を設けて、立法・行政・司法の三權を分立せしめられたり。議政官は即ち立法府にて、上下の二局に分れ、上局に議定・參與等あり、下局に議長・議員あり、上局の命を受け、諸種の章程を議す。又、行政官には、輔相・辨事等を置く、輔相は天皇を輔佐し、議事を宣奏し、國內の事務を督せり。神祇・會計・軍務・外國・刑法の五官には、各正副知事・正權判事等を置けり。明治二年七月更に大寶の舊制に准じて、官制を改め、行政官を太政官となし、左右大臣

官制

議政官

行政官

官制

諸官省
 *司法省は刑部省と
 彈正臺とを廢して
 新に置かれたるも
 のなり
 *兵部省を廢して陸
 軍省・海軍省とし
 神祇省を廢して神
 祇省とし、又神祇
 省を廢して、又民部省
 を置きて、其事務を
 大藏省にて掌らし
 め、更に内務省を置
 かれたるなり
 度 現今の内閣制

大納言參議を置き、別に神祇官及び民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省を設け、^{官位}十八階及び勅任・奏任・判任を定めたり。後、三年には工部省、四年には司法省・文部省を置きしが、この年、又太政官の官制を改め、左右大臣以下の官を廢し、^{右院}左院・右院を置き、これを行政・立法・議政の府となしたり。ついで五年には陸軍省・海軍省・教部省、六年には内務省、十四年には農商務省を設けたり。其後、時々改定を経て、明治十八年に至り、始めて現今の内閣制度に制定せられたるなり。

第十七章 版籍奉還 廢藩置縣

一 版籍奉還 さきに、慶喜の大政を奉還するに及び、幕府の所領を收めて、朝廷の直轄とし、やがて、萬石以下の舊幕臣の知行所、約三百萬石をも收め、之を八府・二十一縣に分ち、知

酒井忠邦の上

木戸孝允と大久保利通の遊説

四藩連署上表

知事

府事。知縣事を置きて、之を治めしめ給へり。然れども、諸侯の領地はもとのまゝなれば、朝廷は之に統一政治を行ふこと能はざりき。然るに、元年十一月に至り、姫路藩主酒井忠邦上表して、その私領の土地人民を奉還せんことを奏せり。參與木戸孝允も亦之を憂へ、山口に歸りて、藩主に版籍奉還の急務なることを説きしかば、藩主快諾せしにより、孝允更に之を大久保利通に謀り、利通も亦其藩主に説きて同意を得、ついで、土肥の二藩主も之に賛せしかば、同二年正月二十日、島津忠義、毛利敬親、鍋島直大、山内豊範の四藩主、連署して其封土人民を奉還せんことを奏請せり。これより、徳川義宣尾張、須賀茂韶阿波、細川護久肥後、池田慶徳因幡等の諸藩主も相つぎてこの例に倣ひ、互に相後れざらんことを恐るゝの有様なりき。實に國體の美事と云ふべし。その六月十七日に至り、朝廷

諸藩の請を許し、各舊藩主を知藩事に任じ、賢を擧げて參事とし、其藩内の政務を掌らしめ、知事の封祿として、舊封十分一を給せられたり。この時、八府二十六縣二百六十二藩ありき。六月二十日現在是に於て、天下の土地人民は、皆朝廷に直隸して、政令一途に出づることなれり。

一 廢藩置縣 各藩主版籍を奉還して、新に知藩事に任せられ、地方は府藩縣の三治となりたれば、朝廷にては未だ全國畫一の政治を行ふこと能はず。殊に知藩事は、國家の官吏なれども、各藩要路の人は、概ね家老、用人等より出でたれば、因襲の久しき、尙、封建の情實を脱することを得ず。且つ其管地は、往々犬牙錯綜し、或は各所に散在して、施政の不便少しとせず。因て明治三年七月、盛岡藩知藩事南部利恭上書して、知藩事の職を辭せしかば、朝廷之を許し、盛岡藩を廢して縣

南部利恭

廢藩の告諭

府縣の分合

となす。ついで丸龜讚岐津和野見石等の知藩事も亦職を辭せり。是に於て、參議木戸孝允・大久保利通及び西郷隆盛ちやんげん板垣退助等は、更に一大改革の必要を悟り、各其知藩事に説き、明治四年七月、朝廷は在京の各知藩事に親しく廢藩の必要を説き、諭して其職を罷めしめ、一令の下に、全國二百六十餘藩を撤せり。同十一月、大に府縣の分合を行ひ、全國を三府七十二縣となし、府知事・縣令を任命したり。是に於て、全國統一の政治成り、郡縣の制定まり、中央集權の實舉り、王政復古の大業全く功を告げぬ。後、屢、地方行政區劃の廢合を行ひ、二十二年には三府四十三縣となり、以て現今に及べり。

第十八章

外交 使節派遣 歐米文

物制度の採用 徵兵の制

外國と交誼を厚くすべしとの詔

一 攘夷論の失勢 江戸幕府を覆し、朝權を恢復し奉りたるは主として薩長二藩を初め、尊王攘夷論者の企てし所なるも、維新の際に於ては、識者既に世界の形勢を見て、外國と修交するの必要を認め、二藩もはや攘夷説を墨守せず、殊に明治元年正月には、天皇諸外國と交誼を厚くすべきことを天下に詔し給ひ、二月各國公使を紫宸殿に延見し給ひ、五條の御誓文にも廣く知識を世界に求むべき聖旨を下されしを以て、頑迷なる舊説も次第に勢を失ひ、開港を是認し、却て其必要を説くに至りたり。

二 大使派遣 然るに、舊幕府の締結せし通商條約なるものは、十五年の後協議して更に改正すべき事を約せしものなれば、今其年限に達し、内治も稍、緒に就きしを以て、明治四年十月、外務卿岩倉具視を右大臣兼特命全權大使となし、參

岩倉具視

各國巡歴

議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳を副使として、各省の理事官を合せ、すべて四十八人を歐米に派遣して、國政の更新を告げ、條約の改定を謀り兼ねて各國の文物を視察せしめたり。大使まづ亞米利加合衆國に赴きて、條約改正案を提示せしも、彼應ぜず、乃ち改定を中止し、専ら文物を見んとし、進みて歐羅巴に入り、諸國を巡歴し、六年九月に至りて歸朝せり。此行、條約改正の目的を達する能はざりしも、各國の文物燦然たるを見て、我が文化の大に後るゝことを知り、爾來一日も早く國政を整へて内治を改良すべしとの説専ら行はるゝに至りたり。

西洋思想の輸入

三 歐米文物制度の採用 江戸幕府の末に於ては、諸藩多く西洋の事情を知らず、甚しく之を排斥せしものなれども、維新開國と共に、西洋思想は漸次輸入せられ、一般國民は靡

風俗の改新

然として之に傾き、諸般の制度より器具衣食の末に至るまで、彼の風を採用して、之を學ぶに至り、徴兵の制を定め、教育の令を布き、税法をたゞし、刑律を整へ、交通機關として、まづ電信を設け、郵便の制をたて、まもなく、鐵道を敷設せしかば、運輸交通の便大に備はり、商工業の發達頗る著しかりき。その他太陽曆を用ひ、祝祭日を定め、また風俗を改め、佩刀を禁じ、禮服に洋装を用ひ、散髪をなし、馬車を乗用する如き、皆西洋の風を採用せしものにて、全く模倣に出でしものなりき。されど、其模倣急進の弊は、唯徒に歐米の風に心酔して、其説の如何を窮めず、やがては舊風を厭ふの餘り、舊物を打破し、古美術、名勝、古蹟等を壞ち、頗る亂暴に陥りしも、岩倉大使の歸朝後は、稍、其風を改め、適宜に彼國の文物を輸入して、國內政治の整理に力を用ふるに至りき。

模倣の弊

全國皆兵

四 徴兵の制 江戸幕府の間、軍職は全く武士の特權なりしが、維新以後は之を國民全體にひろげ、全國皆兵の主義をたつることゝなれり。明治四年、各府藩縣より一萬石につき五人づゝの兵士を兵部省に徴して、兵隊を作りしが、同五年には兵部省を廢して、陸海軍の二省を置き、全國の民、士庶貴賤を問はず、丁年に達すれば必ず兵役につくべき義務あるものとし、常備豫備國民の三軍に分ちて、六年に後備を加ふ兵を歩騎砲工輜重の五種に區別し、同六年東京・仙臺・名古屋・大阪・廣島熊本の六鎮臺を置き、全く西洋の法を採用したり。後鎮臺を師團と改む十五年一月には徴兵令を改正し、明治二十七八年戦役の後、更に師團の數を増加して、十三となし、三十七八年戦役後には又十九となしたり。四十年には、三年兵役を改めて二年となし、歩兵のみ以て常備軍の兵員を増加したり。海軍は、維

六鎮臺

兵役

鎮守府
軍艦

新の初、幕府の船艦を收め、各藩及び西洋より兵器を購入し、志願兵を以て軍を組織せしが、明治七年横須賀・鹿兒島に提督府を置き、後には横須賀・吳・佐世保及び舞鶴に鎮守府を設けたり。軍艦は年々に増加せられ、二十二十七八年及び三十三十七八年の戦役を経て、次第に擴張せられ、五十餘萬噸に及べり。

第十九章 朝鮮との關係 征韓論

一 朝鮮との關係 朝鮮は、江戸幕府の頃、對馬の藩主宗氏専ら修好の事を掌り、將軍の就職する毎に、來聘の使を出し、十が、幕末に至り、我が國內、騷擾せるを以て、來聘の使絶え、兩國間の交通全く失はるるに至りしかば、明治の初、我が政府は宗義達後と改む正をして、王政復古の事を告げしめ、且、舊好を修めんとせり。然るに、朝鮮の吏、我が國書の體式、江戸幕府

幕末に於ける關係

修信使派遣

鎖國主義

朝鮮征伐の説

時代のものゝ異り、文中「皇」又は「奉勅」といへる文字あるを難じ、容易に我が使節を引接せず、我その誤解を具さに陳べし、も、彼拒みて應ぜざりき。時に、國王李熈の父大院君李暲政を攝し、鎖國主義を執りて聽かず、我屢使節を遣はししも、朝鮮依然として納れざりしかば、朝野大に憤り、世論喧しく、將に兵を出して罪を問はんと主張するもの多く、外務大丞丸山作樂の如きは、密かに黨を聚めて朝鮮を襲撃せんと謀るに至れり。

一 征韓論 明治六年二月、外務卿副島種臣（副島種臣）特命全權大使となり、明治四年に締結したる日清修好條約の本書を交換せんとして、清國に至りし時、朝鮮は清國の屬邦なりや否やを問ひしに、清國は事端の起らんことを恐れ、屬邦にあらずとす。七月副島大使の歸朝するや、參議西郷隆盛、征韓の事を

西郷隆盛の征韓の建議

建議し、自ら朝鮮に至りて事を處せんと請ふ、太政大臣三條實美之を決する能はず、將に西郷を任命せんとし、岩倉大使の歸朝をまちて、之を確定せんとす、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平等、皆その説を主張して、氣焰當るべからざりき。

副島種臣



三 征韓反對論 九月、岩倉

大使歸朝す、大使の一行は歐米文物の盛なるを目撃し來りて、内治を改良し國運を進むるを以て刻下の急務とし、征韓の非なることを主張す、木戸孝允、大久保利通、また之に賛同す。十月御前會議は開かれ、兩論沸騰し、頗る激烈なる論争なりしが、征韓論遂に破れ、西郷を始として、副島、板垣、後藤、江

御前會議

非征韓論の勝利

藤等の参議を始め、陸軍少將桐野利秋、同篠原國幹等の舊薩藩より出てし武官は、多く袂を連ねて辭職し、國に歸り、非征韓論者廟堂に立ちて、勢を振ふに至れり。

第二十章 清國との修好 臺灣事件

通商條約

一 清國との修好 江戸時代に、清國商船の長崎に來りて貿易するものありしも、彼の政府と國際上の交通は未だ開かれざりき。明治三年、政府は外務權大丞柳原前光を遣し、國書を送りて修好を求め、四年大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣として、北京に派遣し、兩國間の通商條約を締結せしめき。
二 臺灣事件の原因 明治四年十一月、我が琉球の漂民、臺灣に漂着して生蕃の爲に殺害せられ、同六年三月、備中小田縣岡の漂民四人もまた劫掠せられたり。我が政府は、明治六

我が漂民殺害さる

生蕃は化外の民

臺灣蕃地事務局

米國抗議
征臺軍

年、外務卿副島種臣を特命全權大使となして、清國に遣はし、前年締結せる條約の批准交換をなすに當り、兼ねて臺灣の事件をも申理せしめしが、清國政府は、生蕃を以て化外の民とし、その地は清國の領土に非ず、と稱して、之に應ぜざりき。
三 臺灣征伐 是に於て、我が政府は征臺の議を決し、七年四月、臺灣蕃地事務局を置き、参議大藏卿大隈重信を長官とし、陸軍中將西郷從道を臺灣事務都督と爲し、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を参軍となし、兵三千六百餘人を率ゐて臺灣を征せしむ。五月西郷都督將に長崎を出發せんとするに當り、米國公使異議を唱ふ。政府因りて西郷都督に勸めて征臺を止めしめんとせしも、都督肯かずして、五月二日遂に出發し、恒春附近に上陸せしかば、諸酋争ひて款を通ぜり、獨り牡丹社の酋長阿祿頑強にして服せざりしかば、兵を分

石門の戦

清國態度一變



ちて竹社風港石門の三道より進みてこれを破る。是に於て、生蕃の地悉く我に服す、乃ち我が軍本營を龜山に置きて永屯の計を爲せり。

四 講和談判 この時に當り清國俄に態度を變じて、蕃地を以てその版圖なりと主張し、我が征臺の非を唱ふ。全權公使柳原前光之を論駁せしも、聽かず。殊に清國は長髮賊平定の後數年に過ぎざる間なりしを以て將士の氣大に昂り、容易に屈せ

大久保利通

償金

ず。因りて、我が政府は大久保利通を全權辦理大臣となして、清國に赴き、總理衙門大臣恭親王軍機大臣文祥と往復論辯す。彼は辭屈し、償金を出すことは諾せしも、清國の體面に關すと稱し、公文を以て證言するを欲せず、爲に議協はず。利通歸朝の途に就かんとせしが、英國公使ウエード、日清間の平和破るゝを憂ひ、その間を調停し、被害民撫恤金十萬兩、征討費四十萬兩を支拂はしめ、且、生蕃をして永く害を我が國人に加へしめざることを約せしめ、以て和を整へ、我が駐屯軍を引かへせり。

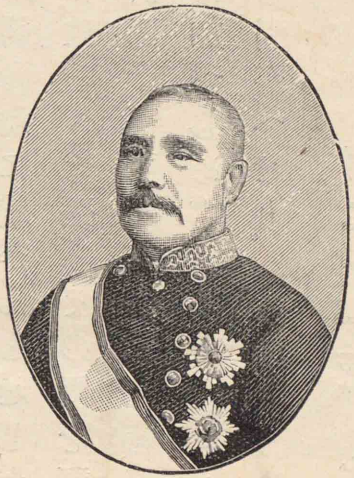
第二十一章 北海道の拓殖 千島樺太の交換

一 北海道の拓殖 蝦夷島は、江戸幕府の頃、松前氏之を領

開拓使

黒田清隆

北海道



してより稍開けしが、文化四年、全島を幕府の直轄となしたるも、事業擧らず、僅少の移住者がアイヌ族の間に散在して、漁獵に従事せるに過ぎざりき。維新以來、朝廷蝦夷島地を開拓せんとし、二年函館の亂平定後、七月開拓使を置き、鍋島直正（開拓長官）となる。八月、蝦夷島に千島道と稱し、郡名をも定め、東久世通禧を開拓長官として、土人を撫育し、内地人の移住及び土地の開拓を奨励せしめき。三年五月、黒田清隆開拓次官に任ぜられ、四年十月、通禧長官を（長官を闕く）てより、巨資を投じて施設する所あり、八年、屯田兵を置きて、國防と開墾とを兼ねしめたり。同十五年二月、開

屯田兵

樺太の北緯五十度

雑居地

兩國の境界協定の議

境界不定

拓使を止め、函館、札幌、根室の三縣を置きしが、後、更に之を廢して、道廳を置き、屯田兵を廢し、師團を置きて今日に至れり。
 一 樺太島 安政元年（紀元一八五四年）、露國と條約を結ぶや、千島の擇捉以南を我が國領とし、得撫以北を露國領と定め、たれども、樺太は境界を定めずして、從來の如く、雑居地となせり。この後、露人益樺太の南部を侵畧して止まず。同六年（紀元一八五九年）、露國の東部、西比利亞提督ムラビヨフ來朝して、全島を露國領なりと主張するに至れり。文久二年（紀元一八六二年）、幕府は外國奉行竹内保徳、松平康直等を露都に遣し、北緯五十度を以て兩國の境界となさんことを主張し、明年八月、委員を兩國より派遣し、實地を踏査せしむべきことを約せり。然るに、この時幕府多事にして、委員を派遣せざりしかば、露國委員は、空しく樺太より歸れり。慶應二年（紀元一八六六年）、幕府再び使を遣は



大久保利通

令岩村高俊、熊本鎮臺の兵を以て防ぎしも、敵すること能はずして筑後に走る。朝廷、參議大久保利通に命じて鎮撫せしめ、ついで嘉彰親王を以て征討都督となし、陸海軍を發し討ちて大に之を破る。新平、義勇等乃ち鹿兒島に走り、義勇等はこゝに捕へられ、新平等は又、土佐に赴きて縛せられ、終に誅せられて、亂平きたり、之を佐賀の亂といふ。

二 熊本及び萩の亂

熊本の土族大野鐵平、加屋齊堅等ま

神風連

た新政を喜ばず、殊に西洋風の浸染するをいたく惡み、時政を誹議し、黨を樹て、神風連舊敬神黨と稱す。明治九年紀元二五三六十

平定

月、その徒百七十餘人、亂を起して鎮臺を燒き、司令長官種田政明の宅を襲ひ、政明以下六十餘人を殺し、ついで縣廳に逼り、縣令安岡良亮等二百餘人を傷つく。翌日鎮臺の兵を發し之を討つ、鐵平等破れて自殺し、餘黨概ね自首して事平ぐ。時

秋月の亂

に福岡縣士宮崎車之助、今村百八郎等四百餘人、秋月筑前に起

萩の亂

りて神風連に應じ、豊前に亂入す。十月小倉師管の兵討ちてこれを平ぐ。この時、前兵部大輔前原一誠まへはらちのぶ、官を罷めて郷里山口にありしが、常に新政を喜ばず、熊本の變起るに及び、横山俊彦、奥平謙介等と謀り、萩にありて亂を起し、其徒二百餘人

前原一誠

を集め、將に縣廳を襲はんとせしが、廣島鎮臺兵を發して之れを討つ、一誠等敗れ、島根に走りて捕へらる。この時、青森縣舊斗南藩士永岡久茂及び竹村俊秀等も、亦東京にありて一誠

亂平定

と謀を通じ、千葉に至りて縣廳を襲撃せんと企てたりしも、事露はれて縛に就けり。これらの結果として、一誠等十三人を斬罪に處し、二百五十餘人を懲役とし、亂全く平定す。

私學校

三 西南の役の由來 曩に、西郷隆盛の職を辭して郷里鹿兒島に歸るや、桐野利秋、篠原國幹等せんのりあき、しのはらくにのりと私學校を設け、文武の

亂の破裂

隆盛の決心

業を講じて、子弟を教育す。遠近隆盛の威望を慕ひ、來り集まるもの數千人に及び、分校十三ヶ所を設け、精悍勇武なる薩摩健兒概ねこゝに集まり、竊に現政府を倒し、改革を斷行せんとし、日夜腕を扼して其機を待てり。時に佐賀・熊本の亂起り、秋月・萩の亂あり、校徒之に應じて事を擧げんとせしが、隆盛之を抑制し、なほ形勢を觀望したり。是よりさき、政府は鹿兒島に海軍の提督府を置き、^{鹿兒島}又、舊藩の兵器製造所なりし集成館を以て、機械所とし、陸軍も、^{鹿兒島}製彈所を設けしが、私學校の徒集まりて之を奪ひ、併せて海軍の機械所をも掠奪して、兵を擧げんことを謀れり。會、東京在留の薩人二等少警部中原尚雄等歸省せしに、私學校の徒は、これ密命を受けて隆盛の動靜を偵察するものなりとし、之を隆盛に告ぐ。是に於て隆盛志を決し、推されて首領となり、私學校黨政府に問ふ所ありと稱し、明治十年二月十五日、兵一万五千を率ゐて、鹿兒島

舉兵
大山綱良

を出發す。縣令大山綱良之に應じ、檄を作りて、沿道の各縣に報じ、且つ官金を出して、軍費を助けたり。

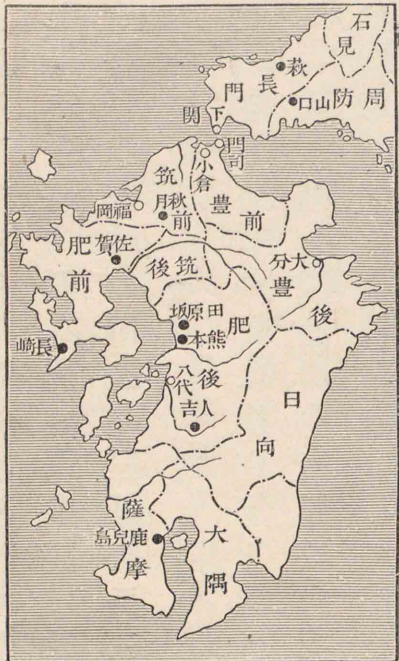
四 征討軍の出發

隆盛等進みて熊本城を圍む、當時城中

には鎮臺司令長官陸軍少將谷干城在り、固く守りて屈せず。熊本の池邊吉十郎等も、隆盛に應じて、城を攻撃す。時に車駕

熊本籠城
天皇京都行幸

九州騒亂の戦地



京都に幸して、先帝の祭を行はせられ、二月十一日大和に幸し、神武天皇陵に參拜せらる。會、鹿兒島の變報行在に達す。天皇乃ち暫く京都に駐蹕し給ひ

征討軍

*
總督府は順次移動
せり

田原坂の戦

後援を絶つ

隆盛以下の官位を削り、有栖川宮熾仁親王を征討總督となし、陸軍中將山縣有朋、陸軍中將川村純義を參軍となし、陸軍少將野津鎮雄、山田顯義、三好重臣、三浦梧樓、大山巖等をして各旅團の兵を指揮して之を討たしめ給へり。二月親王、福岡に上陸して先づ此に總督府を置き、部署を定め、三月、諸軍高瀬口より進む。叛徒山鹿田原坂、吉次越の險に據りて拒ぎ、大に官軍を惱ます。官軍激戦して篠原國幹を斃し、田原坂の嶮を抜き、植木の賊營を焼く。賊よく戦ひて勢ひ當り難し。時に議官柳原前光、陸軍中將黒田清隆等命を受けて鹿兒島に赴き、島津久光父子を諭して砲臺を毀ち、造船所を破壊し、彈藥糧食を收めて、敵の後援を絶ち、縣令大山綱良を捕縛せり。

五 隆盛等の戦死 熊本城、重圍を受くること既に五十餘日、糧餉彈藥殆んど盡きしも、未だ來援の官軍に接すること

背後を絶つ

城の内外連絡
す

能はず、危急愈、切迫せり。三月朝廷乃ち黒田清隆を更に征討參軍となし、長崎を發し、八代に上陸して賊背を衝かしめ、山田顯義等をして、別働旅團を編成して、路を分ちて進ましめ、四月清隆宇土に着し、川村純義の兵もまた海路同地に至り、八代の軍に合す。同月八日陸軍少佐奥保鞏、一大隊の兵を率ゐ、城を出て、敵軍の間を突き、宇土に達し、官軍に合して城中の情況を具申す。宇土の官軍乃ち部署を定めて、川尻を突く。十四日陸軍中佐山川浩の一隊、突進して熊本城に入る。高瀬口の官軍も亦敵壘を破りて十五日城に進みたり。是より官軍の勢威大に振ひ、賊兵遂に潰走し、肥後日向の間に遁れたり。六月、人吉を抜き、七月佐土原を陥れ、八月延岡を取りしかば、賊勢益、衰へ隆盛、利秋等鹿兒島に逃れて城山に據る。九月官軍大舉して城山を攻め、二十四日之を抜く。隆盛等自

西南の役

城山の戦
西郷隆盛は維新の勳功多かりしに、後、特に赦され、正三位を贈られ、その子に侯爵を授けられたり。

殺して亂漸く平ぐ。亂後、大山綱良、池邊吉十郎等十餘人を斬に處す、其他薩軍に屬せし者、皆罰せられたり。之を西南の役といふ。この役兵を連ぬること二百餘日、人を傷け失費多かりしも、これより政府の威確立し、維新以來切々なりし内亂も全く跡を絶つに至れり。隆盛維新の業を翼賛し、勳功偉大にして一世の重望を擔ふ身なるに、一朝子弟の爲に誤まられて叛賊の名を貽せるは惜むべき限といふべし。
大之保氏、即ち中山島田、即ち加賀の子族、西郷隆盛の弟也。

第二十三章 琉球の處分 朝鮮との修好

兩屬の有様

一 琉球の處分 琉球は慶長十四年紀元二二六九に、島津氏シマヅ之を討ちてより、その支配を受くることとなりしも、後、なほ支那にも通聘して、恰も兩屬せるが如き有様なほわがしものなりき。維新後、廢藩置縣の際、我が國にては之を鹿兒島縣に編入し、國王の入朝

沖繩縣

江華島砲臺より砲撃

を促せり。是に於て、國王尙泰は明治五年使を遣はして入朝せしにより、朝廷尙泰を琉球藩王として華族に列し、八年尙泰が米佛蘭の諸國と締結したる條約を收め、十二年四月に至り、斷然藩を廢して沖繩縣を置き、藩王を東京に召す。清國政府之を聞き、不服を唱へ、紛議將に起らんとす。會、米國大統領グラント來朝して、清國と我が國との間に斡旋して、漸く事なきを得たり。

二 江華島事件 征韓論破れ、朝鮮との交渉遷延決せざりしが、明治八年に至り、また端なくも一事件起り、この問題を解決するに到達せり。九月、我が軍艦雲揚艦牛莊に赴かんとし、その途、朝鮮の沿海に至りて淡水の缺乏より、漢江口に船を止め、端艇を下して江を遡らしむ。會、江華島の砲臺之を見て、砲撃したるを以て、艦長井上良馨乃ち之を攻撃して占領

此等修好條約
修好條約

せり。我が政府、參議陸軍中將黒田清隆を特命全權辦理大臣とし、議官井上馨を副使とし、朝鮮に赴きて其不法を詰り、兼ねて修好の事を議せしめたり。是に於て、翌年朝鮮政府其罪を謝して、我が要求に従ひ、始めて我と修好條約十二款を締結し、釜山の外元山・仁川の二港をも開けり。この條約は、實に我が國の朝鮮を扶植して、獨立の體面を維持せしめたるものにして、是より彼我兩國の關係、次第に密接となれり。

第二十四章 明治十五年京城の變 明治

十七年京城の變 天津條約

一 明治十五年^{壬午}の變 明治九年、我が國は朝鮮と修好條約を締結し、他國に先ちて、その獨立を承認し、公使花房義質を京城に駐劄せしめて、外交の事に當らしめたり。朝鮮政府

大院君の黨

も亦時局に鑑み、進歩主義を採り、我が軍人を聘し新式によりて兵士を訓練せしめ、又、金玉均等を遣はして、我が國の文物及び政治を視察せしめたり。時に朝鮮にては、大院君獨り守舊を好み、革新を喜ばず、十五年七月、京城の守兵給與の少きを訴へて、亂を起さんことを謀る。大院君密にこれを煽動せしかば、守兵夜に乗じて王宮に亂入し、遂に我が軍人を殺し、又、我が公使館を襲ひ、火を放ちて狼藉す。花房公使、館員等と共に、圍をやぶりて仁川に走り、濟物浦に至りて英國船に投じ、長崎に達す。我が政府外務卿井上馨を下關に遣はして、花房公使に旨を授けしむ。八月、陸軍少將高島鞞之助、海軍少將仁禮景範に命じ、軍艦を率ゐ、花房公使を護衛して、朝鮮に至らしむ。公使、乃ち國王に謁して、要求の意を陳じ、日を期して決答を求めしも、大院君等、清國の後援を恃みて、逡巡決せ

花房公使

金玉均と朴泳孝

一掃せんことを謀りしかば、金玉均、朴泳孝等之を聞きて、意安んぜず、尋常の手段にては内政の改良圖り難きを察し、先んじて勝を制せんと欲し、明治十七年二月、京城郵便局の開業式を機とし、大臣閔泳翊等^{（ハムニョク）}を殺し、且王宮に入りて、反對黨の大^{（大）}臣數名を殺し、王を擁して革新の令を發せしめたり。此時我が公使竹添進一郎、兵一中隊を率ゐて王宮を護衛したりしに、閔氏の一族、援を袁世凱に請ひしかば、清兵二千、朝鮮兵と合して、我が兵と戦ふ、戦酣にして、國王清軍に投ぜしを以て、我が兵は公使館に引揚げたりしに、清兵追撃して、我が公使館を焼き、士官を殺しき。竹添公使、乃ち仁川に逃れ、急を政府に報ぜり。こゝに於て、獨立黨の計畫全く破れ、金玉均、朴泳孝、徐光範等皆我が國に逃れ來れり。我が政府は、外務卿井上馨を特命全權大臣となし、朝鮮に赴きて談判せしむ。翌年

革新の令

金玉均等本邦に來る

京城條約

一月朝鮮の全權大臣金宏集^{（キムハクシク）}と會見し、公使館再建費二萬圓、被害者撫恤金十一萬圓を出だして、我に謝罪すべき條約を結びたり、之を京城條約といふ。

三 天津條約

この事變は朝鮮に於ける二黨派の争に起因すれども、事清國に關係する所あるを以て、我が政府は將來の禍根を絶たんが爲め、十八年三月、宮内卿伊藤博文を特派全權大使として、天津に遣はし、清國の特派全權大使李鴻章と會議せしめたり。博文、乃ち四月に條約を締結し、兩國各駐韓の兵を撤去し、若し出兵の必要ある時は、先づ互に行文知照すべく、事定まらば即時撤兵すべし、又兩國より軍事教練の教官を派遣せざること等の三條を定めたり。之を天津條約と云ふ。

條約の條款

第二十五章 立憲政體の階梯 國會開設の大詔

一 民選議院設立の請願 明治元年三月、天皇五條の國是を立てさせられ、廣く會議を興し、萬機公論に決すべしと宣し給ひてより、政府は此方針に隨ひ、十二月公議所議院の集を東京に置き、二年二月公議人を各官等より徴して、時務を論ぜしめ、又三月、待詔局後の待を開きて、人民の意見を徵せり。四年七月、太政官の官制を改め、正院、左右兩院を設け、左院に議長、議官を置きたれども、なほ立法の制、未だ完全ならざりき。七年に至り、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平、由利公正等、政黨を組織して愛國公黨と稱し、又、民選議院を設立せんことを建白せしかば、世論之に和して囂々たりき。宮内

公議所

愛國公黨

尙早論

元老院

地方官會議

板垣退助



省出仕加藤弘之尙早論を唱へて之を非とし、政府も、亦、漸進主義を執りて採用せざりき。

二 立憲政體の階梯 明治八年四月、太政官の左右兩院を廢し、元老院を設けて立法院となし、大審院を置きて、司法權の根柢を固めたり。又、同年六月、地方官會議を開き、参議木戸孝允を議長として、地方の交通、警察、貧民救助、小學校設置等の事を議せしめ、以て立憲政體を立つる階梯としたり。十一年七月、府縣會規則を發布し、始めて議員を民間より公選して、府縣の經費等を議定せしめき。西南の役後は、政府と意見を異にする者も、武力を以て争ふことなく、言論を以てその主張を貫徹せんとす

愛國社

*是より先明治八年政府は新聞條例を發布して言論の取締をなし、が今集會條例を以て集會結社を取締りたり

る傾を有するに至れり。時に板垣退助は郷里土佐にありて、盛に民權論を主張し、愛國社を組織して、河野廣中、杉田定一等を四方に派遣して同志を募り、遂に翌十三年四月、二府十二縣の有志八萬餘人の連署を以て、國會開設の請願をなさんとせり。是より請願書を提出する者續々現はれ、或は新聞雜誌に、或は演說會によりて政治を議論するもの頗る多し。こゝに於て、政府は、集會條例を發布し、治安に妨なからしめたり。

自由黨と改進黨

三 國會開設の大詔 明治十四年十月十二日に至り、大詔は發せられ、明治二十三年を期して、議員を召集し國會を開くべき旨を宣し給へり。こゝに於て、志士の運動全く止み、同年、板垣退助等は自由黨を組織して、急進主義を採り、翌十五年、大隈重信等は改進黨を組織し、漸進主義を唱へて兩黨相

立憲帝政黨

對せり。之と時を同うして、丸山作樂、福地源一郎等は立憲帝政黨を起せり。これらの政黨は、新聞演說等によりてその意見を闡はせしを以て、民間の政治思想も次第に發達したりき。

第二十六章 内閣制度の創立 地方自治制の實施

伊藤博文制度典例の調査

一 内閣制度の創立 明治十五年二月、參議伊藤博文は命を奉じて伊東已代治、平田東助等を隨へ、歐洲に至り、主として獨逸に留まりて、制度典例及び憲政の實況を調査し、翌年八月歸朝せり。十七年三月制度取調局を宮中に設け、博文を長官として、憲法及び諸制度の起草に従事せしめたり。七月華族令を發して、五爵を定め、勳功ありしものは多く華族に

中央政府の官制

官制條例を

列せられたり。十八年十二月、中央政府の官制を改革して、内閣制度を創立し、太政大臣、左右大臣、參議等を廢して、新に内閣總理大臣を置き、その下に外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の九省を設け、各省に大臣、次官を置く。各省の大臣は相共に内閣を組織して、至尊を輔弼し奉り、主管の政務に就きて、責任を負ふことゝなれり。別に宮中には、内大臣、宮内大臣あり。この時、三條實美は内大臣となり、伊藤博文は内閣總理大臣となれり。同二十一年、更に樞密院を設けて、國家の最高顧問府となせり。

樞密院

市制町村制

一 地方自治の實施 内閣制度定まり、中央政府の機關完備せしと共に、地方制度もすべて憲政の主義を以て自治の制度を行はしむることゝし、二十一年四月に、市制町村制を發布し、人口二萬五千以上の都會を市と稱して、郡より獨

特別市制

郡區編制法の廢止

立せしめ、市及び町村を一の自治とし、市にては市參事會、町村には町村長を以て、政治執行の機關とし、市會、町村會を開きて、政治を議せしむ。翌年、直に東京、京都、大阪の三市には特別市制を施き、その他の都會、村邑も、順次市制、町村制を執行し、曩に設けたる郡區編制法の區長、戶長等をやめ、人々皆自らその地の政治を行ふことゝなりたり。

第二十七章 憲法發布 帝國議會

一 憲法發布 憲政實施に關する諸般の準備整ひたるを以て、紀元二千五百四十九年即ち明治二十二年紀元節の佳辰を以て、親王、大臣、華族、府縣知事、裁判所長、府縣會議長、及び外國公使等を會して、帝國憲法發布の大典を擧げさせ給へり。この日、天皇先づ賢所を拜し、皇祖神靈に奉告あらせられ、

發布式

皇室典範

次に皇后と共に正殿の式場に臨御して、樞密院議長伊藤博文の捧げ上れる新定の憲法を、内閣總理大臣黒田清隆に親授し給へり。ついで勅使を發して、伊勢の大廟、大和畝傍山の御陵、及び京都先帝の御陵に奉告し、又、維新の功臣たる岩倉木戸・大久保等の墓に告げしめ給ひ、大赦令を發し、罪囚を宥し給へり。國民上下擧て歡呼し、聖徳を謳歌してこの大典を祝し、皆萬歳を唱へき。かく君臣和樂の間に、憲法の發布を見たるは、世界に比類なき例とす。憲法と同時に、皇室典範もまた制定せられ、皇位繼承・踐祚・即位・立后・立太子・攝政等皇族に關する事項を定め給へり。

二 帝國議會の開設 帝國議會は、貴族院衆議院より成り、貴族院は皇族及公・侯爵の丁年以上のもの、伯・子・男爵は其數の五分の一以内を互選したるもの、勅選議員及び各府縣多

兩院議員

額納稅者互選議員を以て成り立ち、任期を七箇年とし、衆議院議員は全國の有資格者中より選舉せられ、任期を四箇年と定む。二十三年十月、元老院を廢し、新定の法規により、貴族院議員を任命し、十一月、第一回帝國議會を東京に召集し、伊藤博文貴族院議長となり、中島信行衆議院議長に任じ、二十九日車駕貴族院に親臨して開院式を擧げさせられ、それより各種の法律案及び次年度の豫算を議し、三箇月にて閉會せり。こゝに於て、立憲政體全く定まり、所謂御誓文の萬機公論に決するの實始めて備はれり。

開院式

第二十八章 法典編纂 條約改正

一 法典の編纂 明治の初、刑名を四等に分ちて、笞・徒・流・死と定めしが、同三年十二月、大寶令を基礎とし、明清律を参考

新律綱領
改定律例

法典編纂

*商法の一部は二十六年七月より實施せり

法典完成

刑法の改正

し、新律綱領を作りて之を頒ちたり。同六年更に時の司法卿江藤新平は各國の法律を參酌して、改定律例を定め、磔刑、梟首等を廢し、大に刑名を減じたり。明治九年に至り、刑法、民法、治罪法の編纂に着手し、同十三年、佛國の法律に則りて刑法、治罪法を制定頒布し、十五年より施行せり。政府は又諸種の法典の編纂に着手し、二十三年には、民事、刑事の訴訟法、行政、裁判法、裁判所構成法、民法、商法を發布したり。民法は卅一年七月より、商法はその翌年六月より實施したりかくの如くにして、二十三年より三十一年の頃に至るまでに、我が法典は畧ほ完成せり。而して刑法は更に改正の必要を認めたるを以て、改正案を編成し、明治四十年の議會に於て可決し、翌年より實施せられたり。

二 安政の假條約 安政の假條約は、當時彼我の事情通ぜざりしが爲め、我が國の不利益となるもの少からざりしも

條約改正の議

寺島宗則

我は國內の事多端なりしがため、改正するに至らず。その後、葡普、瑞、白、丁以上維新前、瑞、典、西、奧以上維新後等の諸國と訂約するに當りても、皆五國の例に准ぜしかば、事端の起る毎に、我が國の利益は益、侵害せらるゝ有様なりき。されば、内治の漸く緒に就き、外國の事情次第に明かとなるに及びては、條約改正の議、大におこり、明治五年七月には改正し得べきにより、朝野皆その目的を達せんことを希望し、岩倉大使が米歐を巡回せし時、米國に於てこれが改正を提案せしも、彼聽かずして遂に不成功に終れり。

三 條約改正の不成功 明治十一年、外務卿寺島宗則は條約を改正せんとし、法權の對等を後にし、まづ税法の改正をなし、米國政府と計り、約定書十條を作り、他の列國と改約成るの後、之が施行をなさんと定めしに、英國公使パークス之

井上馨

井上馨は十二年外務卿となり十八年外務大臣となり二十年九月まで在任

大隈重信

に反対し、國民も亦稅權・法權共に改正すべきことを論じて
 改正案を非難せり。十二年、宗則職を辭し、參議井上馨代りて
 外務卿となり、更に改正案を作り、十五年以來、屢、列國公使と
 會して之を議し、十九年に至り、漸く決せんとせしに、この新
 改正案たるや、亦決して對等のものにあらず、例へば領事裁
 判權を撤去して、我が裁判所に外國判事を置かんとする如
 き條項ありしを以て、大に輿論の反抗を招き、爲に之を中止
 し、二十年馨はその職を辭せり。二十一年二月、大隈重信外務
 大臣たるに及び、列國會議の法によらず、國別に談判を開き
 始めて逐次條約を締結するに至りしも、なほその條約案中
 外國法官を我が高等裁判所に採用するの件を始めとして
 我に不利益なる點少なからざりしかば、重信は朝野の反對
 を受け、遂に刺客に要撃せられて、改正の事亦頓挫せり。その

青木周藏

陸奥宗光

陸奥宗光



後、青木周藏外務大臣となり、二十四年には英國と對等條約
 を議せしも、偶、天津事件起り、周藏責を引きて、辭職せしを以
 て、復、遂に成らざりき。

四 條約改正の成功

二十五年、陸奥宗光新に外務大臣と

なり、多年の宿題たりし條約改正
 を解決せんとし、大に力を之に注
 ぎ、青木周藏の改正案を基礎とし
 て、新に通商航海條約案を作り、獨
 逸公使たりし周藏に英國公使を

兼ねしめて、まづ英國政府と商議せしめたり。時に宗光、周藏
 の折衝宜しきを得、英國遂に同意して、二十七年七月調印を
 終れり。蓋し我が國運駸々として進み、東洋惟一の立憲國と
 なり、文物制度次第に完備するに至りたるを以て、諸外國も

列國改正案に同意す

我が眞價を認むるに至りたる故なるべし。調印後數日にして、二十七八年戰役起り、我が國の實力漸く列國の承認する所となりしにより、各國皆、我が改正案に同意し、相つぎて調印し、三十年十二月に至りて、悉く舊條約を改正し了れり。この條約は、三十二年七月佛境二國は八月より實施せられ、關稅權中の一部分を除く外、治外法權を撤し、外人の内地雜居を許して、歐米諸國と對等の條約を結びき。その後四十四年に至り、關稅權の改正につき、列國と條約を締結し、こゝに、朝野多年の宿望全く達するに至りたり。

第二十九章 明治二十七八年戰役 臺灣の經營

一 戰の由來 曩に天津條約を結びて、我國と清國とは、朝

東學黨の亂

大島圭介

天津條約



鮮に於ける利害關係を解決せしが如きも、なほ相互の間に蟠れる感情は融和し難く、遠からずして兩國間の衝突の來るべきことは何人も豫想せる所なりき。明治二十七年紀元四五に至り、朝鮮に東學黨といへる結黨起り、保守を主義とし

て政府の失政を責め、日本人及び西洋人を國外に逐ふを名とし、所在を騷擾し、官衙を毀ち、吏民を殺し、その勢頗る猖獗なり。朝鮮政府之を勦討すること能はず、援を清國に求む。清國因りて屬邦の難を救ふを名として、兵を牙山に上陸せしめたり。こゝに於て、我政府は、急に當時歸朝中なりし公使大島圭介を遣はし、陸軍少將大島義昌をして混成旅團を率ゐて、公使館及び居留民

豊島の戦

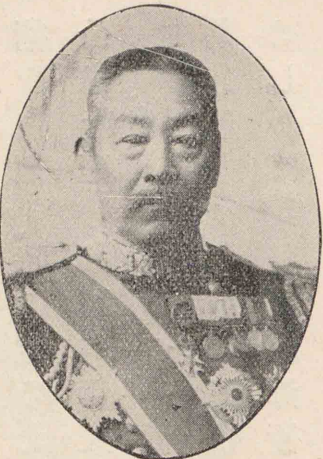
を保護せしめたり。既にして、東學黨の亂略は平定せしも、我は朝鮮の内政を改革して、獨立の實を擧げしめんとし、清國に勸むるに、兩國協同して事に當らんことを以てしたり。然るに、清國は之に應ぜざりしのみならず、却て我に向ひて撤兵を要求し、剩へ水陸の兵を整へて、頻に朝鮮に送り、武力を以て我を抑壓せんとせり。時に、同年七月二十五日に我が軍艦吉野浪速秋津洲は朝鮮に赴かんとし、豊島沖にて清國の軍艦に遇ひしに、彼れ突然發砲せしにより、我が艦應戰して運送船高陞號を擊沈し、軍艦操江を捕獲し、廣乙を破壊す。ついで、二十九日我が陸軍は、朝鮮王の依頼によりて、清兵を國外に逐はんとし、大島混成旅團は清兵と成歡に於て戰ひ、これを破れり。こゝに於て、八月一日に宣戰の大詔は下り、同月二十六日、朝鮮との同盟條約は成り、國民舉つて之に當らん

成歡の戦
宣戰の大詔

平壤の戦

とし、敵懐心大に起れり。

二 戰況 時に清兵平壤にあり、險を恃みて之に據る。陸軍中將野津道貫の率ゐたる兵三道より進みて、之を包圍攻撃し、九月十六日、遂に之を陥れたり。ついで、聯合艦隊司令長官



伊東祐亨

黄海の戦

海軍中將伊東祐亨は敵の北洋艦隊と黄海に激戰して、その四艦を擊沈し、一隻を破壊して、大損害を與へ、黄海の制海權を我が手に收めたり。九月十五日天皇大勲を廣島に進め、親しく、軍事を督し給ひしかば、兵氣益振へり。既にして陸軍大將山縣有朋、第一軍に將として、長驅鴨綠江を渡り、進んで滿洲に入り、忽ち九連鳳凰の兩城を抜き、漸次所在の敵兵を擊破して、十二月海城を占領せり。その間に、陸軍大將大山巖は、

時敵七十餘艘、剛毅艦を以て、日清、四十餘艘、此、海軍、軍令、如、右、持、出、す、
日清、四十餘艘、此、海軍、軍令、如、右、持、出、す、
日清、四十餘艘、此、海軍、軍令、如、右、持、出、す、
日清、四十餘艘、此、海軍、軍令、如、右、持、出、す、

旅順陥落

旅順陥落

威海衛占領

丁汝昌の降服

澎湖島占領

別に第二軍に將として、花園口に上陸し、直に金州・大連を攻略し、十一月海軍と協力して、旅順口を陥る。又其一部隊は轉じて蓋平を奪ひ、第一軍と連絡を通じたり。是より第二軍は更に山東半島に渡りて、榮城灣に上陸し、二十八年二月、威海衛を占領す。時に、敵の北洋水師提督、丁汝昌、殘艦を率ゐて劉公島を死守せしが、伊東祐亨は、夜、水雷艇を放ちて、其四艦遠定來遠、威遠、靖遠を轟沈し、ついで、海陸より總攻撃を行ふ。十二日丁汝昌力竭きて、鎮遠以下の軍艦・兵器・彈藥等を我に容れて自殺せしかば、我が軍威海衛全部を占領せり。三月第一軍第二軍合して、北京に向つて進撃し、牛莊を陥れ、營口・田庄臺を拔けり。又別に陸軍大佐比志島義輝は、混成枝隊を率ゐ、海軍と力を協せて、澎湖島を占領せり。この月、載仁親王征清大總督に任せられ、全軍將に進んで北京に迫らんとせり。

三 下關條約

是よりさき、清國は形勢の非なるを見て、和を講ぜんとし、列國に仲裁を請ひしも、皆應ぜず。乃ち李鴻章北洋大臣直隸總督使を遣はして講和をはからしむ。其使節資格に於て缺くる所ありしにより、我が政府は之に應ぜざりしを以て、李鴻章自ら講和全權大臣となりて、下關下關に來りしかば、我が政府は伊藤博文内閣總理大臣陸奥宗光外務大臣を全權辨理大臣となし、之と談判せしめたり。かくて四月十七日に至りて平和條約成立し、清國は(一)朝鮮の獨立を確認し、(二)遼東半島・臺灣・澎湖列島を割讓し、(三)軍費賠償金として銀二億兩を出だし、(四)沙市・重慶・蘇州・杭州の四港を開くことを約せり。之を下關條約とす。



李鴻章

下關條約

立し、清國は(一)朝鮮の獨立を確認し、(二)遼東半島・臺灣・澎湖列島を割讓し、(三)軍費賠償金として銀二億兩を出だし、(四)沙市・重慶・蘇州・杭州の四港を開くことを約せり。之を下關條約とす。

の臣民となるに至れり。かくて、新附の民を懐け、頑迷の徒を罰し、法律、教育、殖産、土木、警察、衛生等に注意して、島内の經營は着々進むに至りたり。
見よ島嶼のありては、民皆を懐くは、成程なり。

第三十章 明治三十三年清國事變

日英同盟

一 清國に於ける諸外國の勢力 明治二十七八年戰役の結果として、清國は其衰弱を世に曝露したり。列國はその案外にくみし易きを悟り、戰局の終結を告ぐると共に、まづ露國は講和談判に干涉し、遼東半島を還附せしめたる報酬として、清國より幾多の特權を得、或はカシニ一條約を結び、西比利亞鐵道に接續して、清國領土内に東清鐵道を敷設する權、及び滿洲の鑛山採掘權等を得、獨逸は明治三十年同國の

*北京駐在の露國公使カシニ一の立案に成れる條約なるを以てカシニ一條約といふ
露西亞
獨逸

リシカニ一は地を...

旅順大連の租借と東清鐵道

英吉利

佛蘭西

宣教師二人が清國の暴民に殺害せられたるを口實として、清國の膠州灣を占領し、翌年、遂に、九十九年間同地を租借し、鐵道を山東省内に敷設する權を得、且つ償金をも收めたり。是に於て、露國は更に清國に逼りて、旅順、大連及び其の附近一帯の地を二十五年間租借し、又哈爾濱より旅順に至るまで、南滿洲を縦斷して、東清鐵道の支線を敷設し、その附近の鑛山を採掘する權利を得たり。英國は露、獨兩國の舉動を見て、黙過する能はず、三十一年清國と約して、威海衛及び其附近の地方と九龍半島香港の對岸の地を租借せり。翌年、佛國も亦廣州灣を租借し、且、兩廣、雲南の鑛山採掘權及び鐵道敷設權を得たり。かくの如く、西洋諸國は争ひて清國を壓迫せしかば、同三十一年、我が國も亦清國に交渉して、福建省を不割讓の地となさしめたり。蓋しこの地は、我が新領土臺灣に接し、

列國我が軍の眞價を認む

列國の眞價を認む
我が軍の眞價を認む
列國の眞價を認む
我が軍の眞價を認む

露國が韓滿地方に野心を包藏するや既に久し、團匪の蜂起せし時、滿洲に在る清國兵、遙に之に應じて、在留の露國人を襲撃せしかば、露國は好機會なりとし、頻に兵を出して鐵道保護の名にて、滿洲の諸

露國が韓滿地方に野心を包藏するや既に久し、團匪の蜂起せし時、滿洲に在る清國兵、遙に之に應じて、在留の露國人を襲撃せしかば、露國は好機會なりとし、頻に兵を出して鐵道保護の名にて、滿洲の諸

露伊等の聯合軍水兵約三百五十人と共に、北京に進みて、各國公使館を救援せり。我が軍の勇武にして、紀律の整頓せる、優に各國の軍に秀でたるを以て、列國其眞價を認め、これより我が威名愈、揚りたり。この時に當り、清國皇帝は、西太后と共に難を西安府に避け、北京は殆んど無政府の状態なりしにより、列國は軍を駐めて北京を守り、公使等相會して善後の策を講じ、清國に對する要求を議し、遂に我が國及び獨逸に謝罪使を派遣せしめ、その巨魁を罰し、償金四億五千萬兩を拂はしめて、局を結べり、之を北清事變といふ。

四 露兵の滿洲占領と日英同盟

露國が韓滿地方に野心を包藏するや既に久し、團匪の蜂起せし時、滿洲に在る清國兵、遙に之に應じて、在留の露國人を襲撃せしかば、露國は好機會なりとし、頻に兵を出して鐵道保護の名にて、滿洲の諸

露國撤兵せず

露國撤兵せず
露國が韓滿地方に野心を包藏するや既に久し、團匪の蜂起せし時、滿洲に在る清國兵、遙に之に應じて、在留の露國人を襲撃せしかば、露國は好機會なりとし、頻に兵を出して鐵道保護の名にて、滿洲の諸

同盟の成立

同盟の成立
露國が韓滿地方に野心を包藏するや既に久し、團匪の蜂起せし時、滿洲に在る清國兵、遙に之に應じて、在留の露國人を襲撃せしかば、露國は好機會なりとし、頻に兵を出して鐵道保護の名にて、滿洲の諸

要所を占領し、事終りし後も、容易に撤兵せず、清廷を脅かして密約を結び、滿洲駐兵を諾せしめんとするの傍若無人の舉に出でたり。我が國、英、米兩國と共に清國に警告し、露國に強硬なる抗議を提出したるにより、事成るに至らざりしも、野心は愈、露骨となり、なほ進んでは、韓國をも威壓せんとする形勢を示せり。時に、英國は清韓兩國の領土を保全し、その門戸を開放せしめんことにつきて、多年我國と所見を同じくせる所なれば、滿洲の形勢愈、危殆に陥り、東洋の平和を維持するに困難なるに至りしを以て、三十五年一月、我が國は英國と協議し同盟を結びて、清韓兩國の領土を保全し、且つ、他の二國以上連合して、東洋に於て日英の内一國と開戦する場合、他の一國は協同戦闘に當るべきことを約せり。

露國の暴慢 第三十一章 明治三十七八年戰役

一 原因 露國は、さきに獨佛と共に、日清の條約に干涉して、遼東半島を還附せしめ、後には自ら遼東租借、及び滿洲占領等暴慢無禮の舉に出で、遂には半島をも其有となさんとするに至れり。されど、曩には日英米三國の抗議によりて、清國と密約をなす能はず、また新に日英同盟成りしを以て、遂に以後十八箇月を期限として、三回に兵を撤せんことを宣言せり。然るに第一期には、約の如く盛京省の一部の兵を撤退せしも、第二期盛京省の殘部と吉林省第三期黑龍江省は毫も實行する誠意なく、益、遼東に新經營を設け、盛に旅順の要塞を修築し、海陸の軍備を増大し、遂には韓國をも威壓せんとする有様なりき。滿洲若し露國の有とならば、清國を保全し、東洋の平和

露國の暴慢

鴨綠江の防務を極力強ふ

初めは日清戦争

露國の暴慢

朝鮮に於ける露國の勢力

旅順口の襲撃

仁川の戦

國交斷絶

遼陽沙河の激戦

韓國鎮南浦に上陸して、漸次敵兵を驅逐し、五月一日鴨綠江を渡りて、九連、鳳凰、寬甸縣の諸城を抜き、更に、遼陽に向ひ

を維持すること能はず、進んでは我が國の安危にもかゝることなれども、我が政府は、なるべく事を平和に解決せんとせしが、彼はその意を酌まず、たゞ徒に時日を遷延して、軍備の充實に汲々たりしかば、政府も遂に妥協の望なきことを察し、三十七年二月六日國交斷絶を露國に通告せり。是に於て海軍中將東郷平八郎の率うる聯合艦隊は、佐世保を發し、主力艦隊は九日敵艦を旅順口外に襲撃し、海軍少將瓜生外吉は一支隊を率ゐ、陸軍を護送して、韓國に向ひ、露艦と仁川港外に戦ひて、之を破り、九日戰端開け、十日には天皇宣戰の大詔を下し給へり。國民の敵愾心旺盛にして、士氣大に振へり。
二 遼陽沙河の激戦 かくて、陸軍大將黑木爲楨、第一軍を率ゐ、韓國鎮南浦に上陸して、漸次敵兵を驅逐し、五月一日鴨綠江を渡りて、九連、鳳凰、寬甸縣の諸城を抜き、更に、遼陽に向ひ

金州南山得利寺の戦

て北進す。第二軍は陸軍大將奥保鞏之を率ゐ、五月^{日五}鹽大澳遼東半島に上陸して、普蘭店・貔子窩を取り、金州城を攻め、南山に激戦して之に勝ち、六月^{日十五}旅順口救援の爲に、南下せる敵

將陸軍大將クロバトキンを得利寺

に破り、さらに北進して熊岳城蓋平

大石橋等を奪へり。陸軍中將川村景

明、また第十師團を以て五月^{日十九}大

孤山に上陸し、岫巖を占領し、第一第

二兩軍を連絡し、やがて第四軍司令

官陸軍大將野津道貫來りて之を統率し、柞木城を略し、八月

^{日三}第二軍と合して、海城を抜き、牛莊を取れり。是に於て、滿洲

軍總司令官陸軍大將大山巖は、總參謀長陸軍大將兒玉源太

郎等と共に、軍を統率して、敵軍を遼陽附近に壓迫し、激戦六

野津道貫



總司令官の出發

遼陽占領

日、遂に遼陽城を占領せしかば、九月^{日五}敵將クロバトキン遂に

退却せり。ついで、十月初旬更に南下し來れる敵軍を沙河附

近に激へ撃ちて、復、大捷を博せり。

三 旅順の陥落 是よりさき、聯合艦隊は屢、旅順口を攻撃

し、四月^{日十三}敵艦を港外に誘ひて、之を破りしが、その旗艦ト

ロバブ^トは、我水雷に觸れて轟沈し、司令長官海軍中將マカ

ロフ遂に戦死せり。是に於て、敵艦は意氣全く銷沈して、港内

に潛みしかば、我艦隊は、この前後、三たび、港口閉塞の壯舉を

企てき。かくて五月に至り、陸軍大將乃木希典、第三軍を督し

て、旅順口攻圍の任に當りしが、敵は堅壘に據りて、死守し、我

軍頗る苦戦せしかど、漸次壓迫するに及び、八月^{日十}敵艦は、脱

出して浦鹽斯德艦隊に合せんことを計りしかば、我艦隊は、

之を黃海に撃破せり。敵艦或は再び港内に入り或は中立港

沙河の戦

港口閉塞

*乃木希典旅順を攻めし始に陸軍中將、三十七年六月六日大將に陞任

黃海の戦

旅順の要塞

水師
乃木大將とステ
ツセル大將

バルト艦隊の
東航



に遁れ、或は樺太に至りて沈没したるものもありき。是より、我が陸海軍は力を協せて益厳しく包圍攻撃せしむ。旅順の要塞は、露國が多年經營したる難攻不拔の堅城として恃める所なり、加ふるに、敵將陸軍中將ステツセル亦よく防ぎければ、容易に抜く能はず。激戦苦闘を重ねて、次第に堅壘を破壊せり。時に露國本國にあるバルト艦隊東航

旅順陥落

大山總司令官の
奉天入城



航の報あり、我海軍も旅順の封鎖を永く續くこと能はざるを以て、更に陸軍の兵力を増し、十一月の末に至り、遂に最も要害の地たる二百三高地を占領せり。是より、我が軍は觀測所を此に設けて、敵の本營及び港内を射撃し、殘餘の敵艦を全滅し、又、東鷄冠山・二龍山・松樹山等の諸砲臺を陥れ、敵の本防禦線を破りしかば、旅順の運命も旦夕に迫り、ステツセルも保ち難きを見て、三十八年一月一日の夜、城を開きて出て、降り、東洋無比の天險と稱せられし旅順口もあはれ陥落するに至りき。

四 奉天の大戦 我が本軍は沙河會戦後

奉天占領

銳を養ひて、容易に動かさず、徐に戰機の熟する待ちしが、一月二十日南下せる敵軍を黑溝臺附近に破り、ついで二月下旬旅順の攻圍軍及び川村景明の率うる鴨綠江軍を併せ、總軍、攻勢を取りて北進し、奉天に迫れり。時に我が軍約四十萬、敵は約六十萬、戰線凡そ三十里の廣きに亘り、敵將クロバトキンこの大軍を擁して必勝を期し、奉天を守りしが、我軍三面より之を包圍攻撃して、大に破り、敵を擒にすること 數萬人に及べり三月十日奉天城を占領せり。この戰は無比の大戦にて、彼我百萬の師廣漠たる滿洲の原頭に會し、彼は連敗の恥をこゝに雪がんとし、我は敵に致命の傷を與へんとしたる戰なれば、最も激戦となり、奮闘十四日、漸くこの大捷を得たるなり、これよりなほ敵の逃ぐるを追撃して、日本軍鐵嶺、開原、昌圖を拔けり。

五 日本海の決戦 是よりさき、敵の浦鹽斯德艦隊は屢、出

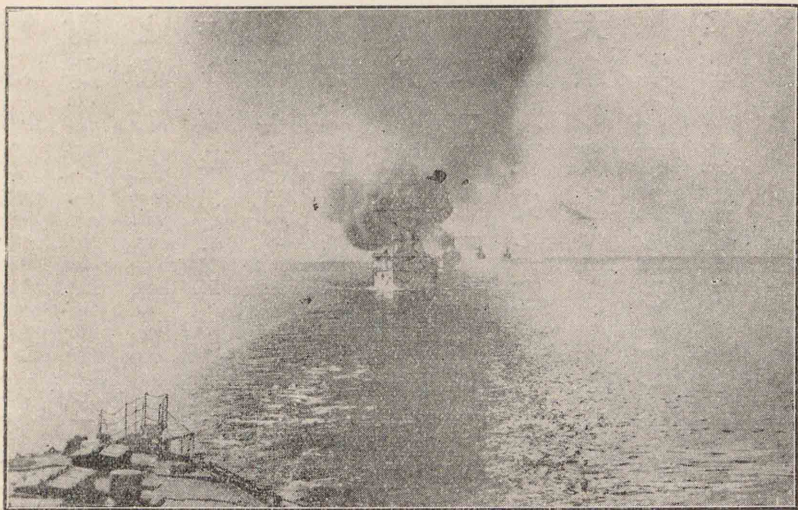
敵の初歩、奉天を占領す

奉天を占領す

十四日、奉天を占領す

蔚山沖の戦

日本海を戦我が聯合艦隊の主力敵艦に向ふ



て我近海を騒がし、運送船を砲撃せしが、三十七年八月十四日海軍中將上村彦之丞第二艦隊を率ゐ、瓜生艦隊と協力して之を蔚山沖に撃破し、東洋の海權を我が手に握りしが、彼はなほ本國にバルト艦隊あり、之を遙に東洋に回航して、旅順口を救援せんとし、三十七年十月、本國を出發せしが、途中遷延し、旅順口開城の後三十八年五月下旬に至り、漸く對馬近海に見はれ、浦鹽斯德に入らんとせり。聯合

三十七年三月、日本海を戦我が聯合艦隊の主力敵艦に向ふ

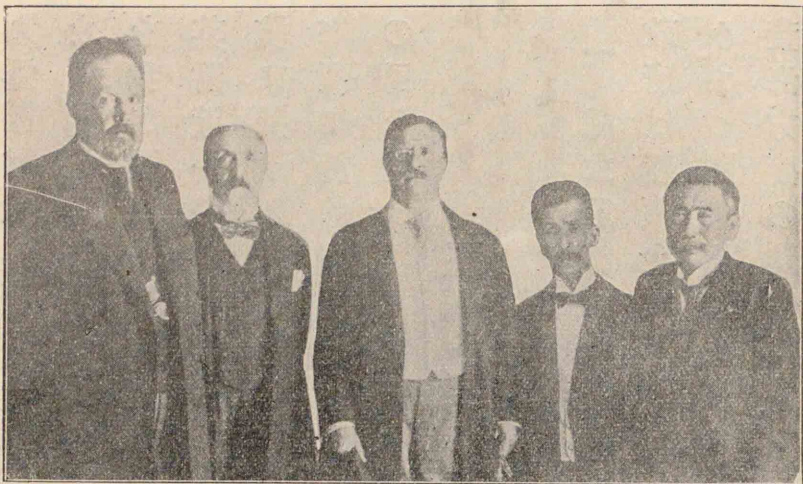
東郷平八郎明治三十七年六月六日中将より大將に陞任

樺太占領

艦隊司令長官海軍大將東郷平八郎は、艦隊を指揮して、之を對馬海峽に邀へ撃ち、二十七二十八の兩日激戦奮闘して、殆ど敵の全艦隊を殲滅し、撃沈二十隻 捕獲五隻司令長官海軍中將ロゼストウエンスキーは負傷して、捕虜となり、之に代れる司令官海軍少將ネボカドフは我に降り、之を日本海々戦といふ。元來この艦隊の回航たる、露國が其海軍の全力を擧げて、東洋の海上權を復活せしめんと試みたるものなるが、之を僅に一戦の下に撃破し、彼をして膽を寒からしめたるは、世界の海戦史上空前の出來事なれば、國民は歡呼の聲を揚げ、天皇の御稜威を頌し、將士の忠勇を讚美し、列國は、また我が海軍の精銳なるに一方ならず喫驚したりき。ついで、七月日七に至り、陸軍中將原口兼濟の率ゐたる別軍は、樺太に上陸して、忽ち全島を占領せり。

ポーツマス條約

兩國の講和全權委員と北米合衆國大統領ルーズベルト



六 講和條約 是よりさき、北米合衆國大統領ルーズベルトは、我が軍が陸に海に、連戦連勝して、戦局の大勢全く定まれるを見、この上なほ交戦久しきに亘るは、兩國の爲に宜しからざるを憂へ、その間を調停して講和を勸告せしかば、兩國政府は其忠告を容れて、我が政府は小村壽太郎外務大臣、高平小五郎合衆國駐在公使を全權委員とし、露國全權委員ウイツテ・ローゼンの二人とポーツマス北米合衆國に談判せしめ、九月五日、條約の調印を終

自前日、朝鮮の官を去るは、
二十二年、日本は外に推し、
その後、二回の協約を

韓國統監

本天、五十四年、
切、
朝、
ハ

皇帝讓位

の利害に關し兵を用ふる時は、韓國は之を幫助すべきことを約して、利害共同の主義を明にせり。その後、二回の協約を重ねて、韓國を我が保護國となし、その帝室の安全を保障し、外交權を收め、統監を京城に置きて、同國外交の事務を管理し、理事官を各開港場に置きて、從來日本領事に屬せる職權を執行すべきことを約したり。是に於て、諸外國の公使は、皆京城を去り、韓國の在外公使は、歸國せり。ついで伊藤博文新に統監に任じ、三十八年十二月統監府を開き、又京城・仁川・釜山・元山・鎮南浦・木浦・馬山等に理事廳を置けり。是より國內の庶政大に刷新せられたり。四十年七月、韓國皇帝位を皇太子に讓るに及び、更に日韓協約を擴張し、統監は韓國總理大臣李完用と議して、韓國政府の施政改善に關しては、悉く統監の指導を受くべきこと及び統監の推薦する邦人を韓國官

兩國の關係

清國の領土保全

吏に任命すべきこと、又統監の同意なくして外國人を傭請すべからざること等を定めて、益保護の實を擧げたり。同年十月、我が天皇は、皇太子をして、親しく韓廷を訪ひて、親交を重ねしめたまひ、ついで韓廷は、その皇太子英親王を我が皇室に託して、東京に留學せしむるに至りしかば、兩國の關係益、密接することとなれり。

三 清國領土の保全

日露の戦終りて後、我が國は日韓條約を結び、ポーツマス條約の實行上に於て、清國の同意を得、さらに日清協約を結び、我國は戦時中占領したりし南滿洲の地を清國に還附し、露國も亦約の如く全く撤兵せり。乃ち、清國は自ら政令を滿洲に布きて、施政の方法を改善し、總督を置き、滿洲全部を司らしむるに至れり。是に於て、北清事變以來の難問題は、自ら解決せられ、清國の領土保全の目的は

間島問題

達せられたり。又戦時我が軍の敷設せる奉天・新民間の新奉線は、清國の望に應じて其買収を諾し、滿韓の間にある間島は所屬明瞭ならずして、由來清韓間の係争問題となりて解決せざりしが、戦後、韓國は我が邦にて保護する結果として、我が國と清國との間の問題となり、爾來兩國官憲の間に意見の衝突もありしが、遂に我は讓歩して清國の領土たることを認めたる等、兩國の關係大に親善を加ふるに至れり。

第三十三章

日英同盟の擴張 日佛・日露の協約 亞米利加合衆國との外交文書交換

一 日英同盟の擴張 曩に、日英兩國の間に締結したる日英協約は、露國の侵略を防遏するの功なく、遂に日露の戦争となりしが、その戦争中、戦局の範圍を東亞に限り、講和の時

攻守同盟

も他國の干渉を許さざりし點に功ありき。然れども、なほこの同盟を東洋に於ける平和保障の爲め、有力なるものとなさんには、更に之を改訂する必要あり。英國も亦範圍を擴張して、印度地方に及ぼし、我が武力に頼るの安全なるを知り、ポーツマス條約會議中、三十八年八月に同盟條約を改めて攻守同盟を結ぶに至れり。この條約にて、東亞及び印度に於ける全局の平和を確保し、日英兩國の領土權を保持して、その特殊の利益を防護し、且つ清國の獨立と領土保全とを圖り、兩國互に攻守相援くべきことを約せり。是に於て、東洋に於ける我が國の位置は、愈重きをなすに至れり。

佛國との協約

二 日佛・日露の協約 日露兩國の戦を結ぶや、佛國はその締盟國たる故を以て露國に同情を表して、諸種の援助を與へしが、戦後彼の國は我が勢のその植民地なる佛領印度支

露國との協約

那にも及ばんことを憂ひて、我が國が終始東洋平和をのみ主とせる意志を誤解し、相互和親の障害となるを以て、明治四十年六月佛國と協約を結び、相互の友誼を鞏固にし、將來の誤解を除去せんことを希望し、且つ亞細亞大陸に於ける各自の位置を保持し、清國の獨立と其領土の保全とを約せり。ついで七月、我が國は露國と又、條約を結びて、ポーツマス條約の不備なる點を補ひ、兩國間の誤解の原因を除き、兩國の關係を一層親密ならしむることを目的として、清國の獨立及び領土保全を約し、平和手段を以て現状の維持存續を約せり。こゝに於て、清國の領土保全、東洋平和の維持につき、愈その實をあぐるに至れり。

三 亞米利加合衆國との外交文書交換

日露の戦役により、我が國は列強の間に入り、東洋に於て最も注意すべき國

誤解を解く

極東方面の平和は深厚を加ふ

となりたるを以て、亞米利加合衆國にては、我が國が同國の領土たるフィリッピンを奪はんとする意ありとの誣言起りて、或は日本人の學生を小學校より斥け、或は我が勞働者を排斥するが如きことあり、その風遂には英領加奈陀にも及びて、兩國間の和親の障害となりたるを以て、我が政府は移民に制限を加へて、この問題の跡を絶たしめんことを務め、彼の國の大西洋艦隊が横濱に入港せし時も、之を歓迎して偏に誤解なからんことを欲し、更に四十一年十一月を以て、兩國間に外交文書の交換をなし、太平洋上に於ける兩國商業に自由平穩の發達を希望し、各自の領土を尊重し、且つ現状を維持して、清國領土の保全及び商工業を擁護することを約して、極東方面の平和は一層深厚を加へ、安寧秩序を維持せらるゝに至れり。

第三十四章 韓國併合

韓國の状況

合邦の議

① 併合の由來 明治三十八年、日露の協約成りてより、我が政府は、銳意韓國施政の改善に力を盡したるも、なほ未だ十分に安寧秩序を保持するに至らず、國內は危懼の念を以て充たされ、人民其堵に安んずるを得ず、韓國が自ら其國事を處理し、東洋の平和を亂さざるを得るの期何の時にあるやを知る能はず。韓國國民の幸福を増進し、且、在韓外國人の安寧を圖るが爲には、寧ろ全然、韓國を日本帝國に併合し、根本的改善を加ふるの必要なること明となり、彼の國人もまた竊に之を希望したるに、なほ頑迷なる韓人の内には、動もすれば、不穩の舉動に出づる者あり、前統監伊藤博文、滿洲に於て韓人の爲に倒れし如き事あり。四十二年十月しを以て、韓國の有

一進會

志者一進會を組織し、日韓合邦の上奏書を同國皇帝に捧ぐる者ありしも、我が政府なほ之を止めて時機の至るを待ちたり。然れども、合邦の議は漸く動き初め、在郷の士も早く根本的の解決を希望したりき。

一 併合の條約 我が政府は、この間に着々併合の歩を進め、四十三年五月、統監會根荒助職を辭し、陸軍大臣寺内正毅統監を兼ね、七月赴任せり。我が政府は之に必要な訓令を與へて、時局解決の任に當らしめたり。八月十六日統監は韓國總理大臣李完用と談合し、爾來會見すること數次にして日韓兩國政府の意志全く一致せるを見、併合條約案に我が天皇の御裁可を得て、韓帝に奏し、二十二日正毅と李完用との間に調印を終へ、大要左の如き條約を協定し、二十九日我が天皇は詔書を以て之を天下に告げられ、この條約を公布

條約文
大詔

せしめ給へり。

- (一) 韓國皇帝陛下は、韓國全部に關する一切の統治權を、完全、且つ、永久に日本國皇帝陛下に讓與す。
 - (二) 日本皇帝陛下は、前條に掲げたる讓與を受諾し、且つ、全然、韓國を日本帝國に併合することを承諾す。
 - (三) 日本國皇帝陛下は、韓國皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下、并に其后妃及び後裔をして、各其地位に應じ、相當なる尊稱、威嚴、及名譽を享有せしめ、且つ、之を保持するに十分なる歳費を供給すべきことを約す。
- この條約は、八ヶ條より成り、韓國皇族及び其後裔の待遇、勳功ある韓人の授爵及び恩金、并に韓人の身體及び財産の保護、韓人を帝國官吏に任用する事、公布の日より施行すること等を規定せり。同日、舊韓國皇帝は其舊臣民に告諭して、東

韓帝告諭

大赦減租の詔

二千年來の解決

昌德宮李王

洋の平和を鞏固にし、内八域の民生を保全せんが爲め、日本帝國の文明、新政に服從して、幸福を享受すべきを告げられ、韓國の併合、全く功を告げぬ。是に於て、朝廷は舊韓國皇室の尊稱、威嚴、及び名譽を保持せしむるに注意し給ひ、李王家優遇の詔を下し、朝鮮貴族令を發布し、國民には大赦減租の詔を出し給へり。八道の人民、この優渥なる天恩に感じ、聖旨を奉戴し、新日本國民として、惠澤に浴せんことを思ふに至れり。また勅令を以て、韓國の號を改め、自今朝鮮と稱すること、を公布せられ、二千年來の難案たりしこの半島は、明治の昭代に至りて、我が天皇の御稜威の下に解決を遂ぐるに至りき。

三 朝鮮王室と併合後の政治 八月二十九日の詔にて、前韓國皇帝を冊して、王となし、昌德宮李王と稱し、宗祀を奉ぜ

貴族令

總督府

地方官

しめ、且皇太子を王世子、太皇帝を太王とし、德壽宮李太王と稱し、待つに皇族の禮を以てし、特に殿下の敬稱を用ひしめ、又之と同時に、朝鮮貴族令を制定し、公侯伯子男の五爵を定め、有爵者は華族令に依る有爵者と、同一の禮遇を享くることとなれり。又朝鮮に總督府を置き、總督は委任の範圍内に於て、陸海軍を統率し、一切の政務を統轄すること、臺灣總督に同じ。又、總督府には、總督・内務度支・農商工・司法の五部を置き、政務長官之を統べて、總督の命を受けしむ。その他、十三道には道長官を置き、府尹・郡守・面長等を統べて、地方の行政を司らしめ、地方官には内地人及び朝鮮人を交へ用ひ、共に勵みて善政を施し、治平の慶に頼らしむることとなれり。

四 列國との關係 併合條約により、韓國は我が國に併合せられたるにより、我が政府は之を列國に宣言し、(一)韓國と

併合の通牒

列國との條約は、當然無効に歸し、我國と列國との現行條約は、その適用し得る限り、朝鮮に適用せらるべし。(二)朝鮮に在留する諸外國人は、日本法權の下に於て、事情の許す限り、日本内地に於けると同一の權利、及び特典を享有し、且つ、其適法なる既得權の保護を受くべし。(三)日本帝國は、今後十年間、朝鮮より外國に輸出し、又は、外國より、朝鮮に輸入する貨物、及朝鮮開港に入る外國船舶に對し、現在と同率の輸出入税、及噸税を課すべし。(四)從來の開港場は、馬山浦を除く外、舊に

より之を開港場となし、更に、新義州をも開きて、貨物の輸出入を許すべしとの旨を傳へたり。

朝鮮の形勢

五 世界の平和 朝鮮は、由來極東禍亂の淵源にして、東洋の平和を破るは、常にその基因この半島にあり、蓋し地勢我が國と清國及び露領との間に介在し、周圍の事情に左右せ

即ち吾國を以て
他國を以て
列國の争に及
ばんとす

東洋の禍亂は
列國の争に及
ばんとす

我國の任務

られ、常に獨立して國家を維持すること能はざる形勢たり。往昔我が國勢の盛なりし時は、我に貢し、支那の盛大なる時は、彼に服屬せり。近年露國亦西方より羽翼を伸して、此半島に指を染めんとするに至り、加ふるに、西洋各國亦東洋に注意すると共に衆目悉くこゝに集中し、禍亂は往昔の東洋の比にあらず、ひいては世界列強の争に及ばんとする狀況なり。されば、この半島をして世界各國の乗すべき隙を作らざらしめんは、其土の政治を改善し、國を鞏固にするより外なし。然るに近年國力疲弊し、積弱痼を成し、獨立して國を保持し難き状態にあるを以て、この際完全なる方法を以て之を救濟せずば、徒に列國に容喙せしむるのみにて、到底收拾し能はざるに至らんとす。而して之を濟ふべきは、清國既に勢なく、唯我が日本帝國あるのみなれば、我が國はこの半島の

人民を救濟するは東洋の平和を維持するのみならず、世界の平和を保障する上に於て必要あるなり。

第三十五章 學術の進歩 交通機關の擴

張 産業・貿易の振興

一 學術の進歩 維新以來、西洋諸國と交通して、其文明を輸入し、彼の長を採りて我が短を補ひしにより、文物制度年々に整備し、社會百般の事物皆長足の進歩をなし、政治・法律・經濟・教育等漸次整頓すると共に、學術も益進み、學校も兒童の教育より高等専門の教育に至るまで、次第に完備し、西洋の進歩せる學術輸入の爲めに、年々海外留學生を出し、彼の地に研究して歸朝し、中には漸次彼をも凌駕するものもあるに至れり。新聞雜誌圖書の發行も、日に多くなりて、學問は

教育の完備
海外留學生

普及し、知識は啓發せられ、百般の學術、文學、技術、工藝等も非常に振興するの機運に向ひ、近來は支那、印度、暹羅等の東洋諸國より、我が國に留學するもの多くなるに至れり。

郵便

一一 交通機關 維新以前には、所謂飛脚屋ありて通信を掌りしも、未だ全國に通ずるに至らざりしが、明治元年、驛遞規則を定め、四年三月、文書往復を政府の事業とし、切手貼用の法を定め、東京、京都、大阪の間に信書の配達を開始し、翌年全國に之を行ふ。六年五月、距離の遠近に係らず、重量によりて額を定め、均一の切手を貼用せしむる事となれり。十年三月三日、萬國郵便條約に加盟せり。爾來この事業は最も進歩して、爲替貯金、小包郵便等諸種の事業を起し、衆庶の便を計るに至れり。電信は、明治二年十二月、京濱間に設けしに始り、漸次普及して、十二年十月、萬國電信條約に加はれり。近年又電

電信電話

鐵道

話全國各地に布及して、通信の便利愈加はるに至れり。鐵道は、明治五年九月、京濱鐵道始めて開通し、同七年五月、阪神間に通じ、二十二年十月、東京、京都間の開通を見るに至れり。鐵道は又官設の外私設のもの起りて、各地に延長せられ、次第に便利となり、三十八年には全延長五千哩に及びしが、この年政府は之を買収する事を決し、漸次國有となしたり。また短距離乗客の爲、馬車鐵道、電車鐵道、人車鐵道等起れり。人力車は、明治三年に東京に於て發明せられ、やがて普く全國に行はるゝに至れり。道路も漸次改修せられて、國道、縣道、里道に分たれ、各改修を加へて便利となりぬ。海運も幕末に、鎖港の令解かれてより、漸次洋式の大船をも造りて、遠洋航海をなすもの起り、明治二年より、洋式の燈臺所々に設立せられ、五年には、岩崎彌太郎等三菱會社を興し、七年より政府の保

人力車

道路

海運

三菱會社

日本郵船會社

護を得て、内外の航路を開き、又横濱・上海間の航海を始め、外國の汽船會社と競争して、之を壓倒するに至れり。十八年共同運輸會社と合併して、日本郵船會社と改稱し、遂に世界屈指の大汽船會社となりき。かくて、大阪商船會社・東洋汽船會社と共に、内外國の航海に従事し、運輸上に至大の便利を與ふるに至れり。

農業

三 殖産・工業貿易の振興 農業は古來最も盛なりしも、多くは舊習を守りて、改良の機運に向はざりしが、維新以來、政府厚く保護獎勵を加へしかば、各府縣は農學校・農事試驗場・農會・物産陳列場等を設けて、改良進歩を企圖せり。故に土地の開墾も盛となり、北海道の地も漸次開かれて、頗る大仕掛の農業も行はるゝに至りき。工業は、政府率先して、官設の大工場を建ててより、各地之に倣ひて設立し、製絲・紡績・製紙・造

工業

商業

船等の會社相ついで興り、大小の工業會社忽ち増加したり。かく、農工業の進歩せるが上に、交通・金融の機關亦漸く整頓し、且、商業會議所・取引所・勸業博覽會・商品陳列場等の開設を見るに至り、内外の商業も亦頗る發達して、大に面目を改めたり。明治十年始めて内國勸業博覽會を開き、その後凡そ五年毎に一會を開けり。又外國貿易は、從來五港にて行はれしが、其後大阪を始め漸次所々に開かるゝに至りたれば、年毎に盛となり、殊に條約改正以後は、稅權・法權恢復せられて、我が貿易上の便利を得ると共に、商人の地位を高めて、外商の不正を營む者も減じ、一層の振興を見るに至れり。

外國貿易

第三十六章

世界に於ける日本の地位及
日本と諸外國との現在關係

皇統連綿

一 未曾有の盛勢 皇基は遼遠なりと雖も、天祖天照大神が、皇孫瓊々杵尊にこの國土を授け給ひて、寶祚の隆えまさんこと、天壤と共に窮なかるべきことを勅し給ひて、建國の體制既に明かなり。神武天皇この神勅を遵奉せられ大和地方を平定して、皇位に即きたまひしは、今より二千五百餘年の昔にあり。その後列聖相承け、皇統連綿として相つゞき、國利民福を増進せんことを圖り給ひ、億兆均しくその德澤を被り、國運日に月に發展して、今日の盛勢に達せり。宇内列國その數多しと雖も、我が國の如き、優秀なる國體を有して、光輝ある國史の成跡を見るものは他に比類なきこと、叙上説き來りたる所にて明かなり。思ふに、明治維新は曠古の大業なり、我が國體は、天皇上に在まして神聖侵すべからざる事となれるも、一時政權武人に歸し、天皇の尊嚴こそ變らざれ、

俊秀なる國體

明治の大業

國勢の發展

三百年の歴史

その間政治を武家に於て行ひたる事ありしが、叡聖文武なる今上天皇の御代となり、王政は復古し、天皇は萬機を親裁し給ひ、著々として改新の政を擧げられたり。爾來國運の發展頗る急にして、抵止する所を知らず。殊に日清・日露の二大戦役を経て益進歩し、今や世界一等國の中に互するの勢となり、其領土も漸次擴張して、北は樺太より南は臺灣に至り、西は亞細亞大陸に及びて、國史ありて以來の大領域となれり。この照代に生れ來り、この盛勢に會する、我々は蓋し多幸の至りといはざるべからず。

二 諸外國との現在關係 今や我が國は、世界最強の英國と相提携して、攻守同盟を結び、ポーツマス條約の成りし後英國は率先して大使を我が東京に置きて、在來の公使に代へ、我も亦大使を同國に派遣せり。後、列強亦皆この例に倣へ

明治三七	二五五四	一八九四	五	朝鮮東學黨の亂	明治三七	二五五〇	一九〇〇	五	鴨綠江を渡る○南山の戰
同	同	同	六	清國朝鮮に出兵の通知	同	同	同	六	得利寺の戰
同	同	同	七	日英改正條約成る	同	同	同	八	黄海の戰○蔚山沖の戰
同	同	同	八	豊島沖の戰	同	同	同	九	日韓協約
同	同	同	九	宣戰の詔勅 <small>天皇大本營を廣島に進め給ふ</small>	同	同	同	一〇	遼陽占領
同	同	同	同	平壤陥落○黄海の戰	同	同	同	二	沙河の會戰
同	同	同	同	旅順陥落	同	同	同	三	二百三高地占領
同	同	同	二	清國北洋艦隊降る	同	同	同	一	旅順開城○黑溝臺の戰
同	同	同	四	下關條約○三國の勸告	同	同	同	三	奉天占領
同	同	同	〇	臺灣平定	同	同	同	五	日本海海戰
同	同	同	〇	朝鮮國號を韓と改む	同	同	同	七	樺太コルサコフ占領
同	同	同	三	獨逸清國より膠州灣租借○露國關東州租借	同	同	同	八	日英同盟擴張
同	同	同	四	清國福建省を他に割讓せざることを我に約す	同	同	同	九	ポーツマス條約
同	同	同	七	英吉利清國より威海衛租借	同	同	同	二	日韓協約再締結
同	同	同	同	民法施行	同	同	同	三	統監府及理事廳を置く
同	同	同	六	商法施行	同	同	同	四	長春以南の鐵道受領
同	同	同	七	改正條約實施	同	同	同	八	關東都督府を置く
同	同	同	二	佛國清國より廣州灣租借	同	同	同	九	旅順鎮守府を置く
同	同	同	同	清國義和團匪起る	同	同	同	三	樺太廳を置く
同	同	同	八	清國事變	同	同	同	四	刑法改正公布
同	同	同	同		同	同	同	六	日佛協約成る

明治三三	二五六〇	一九〇〇	二	清國事變講和條約	明治四〇	二五六七	一九〇七	七	日韓新協約成る○韓帝位を皇太子に譲る
同	同	同	同	日英同盟	同	同	同	同	日露協約成る
同	同	同	二	露西亞との國交斷絶	同	同	同	二	亞米利加合衆國と外交文書交換
同	同	同	同	旅順口及仁川の戰	同	同	同	〇	伊藤博文滿洲に仆る
同	同	同	同	宣戰の詔勅	同	同	同	八	韓國併合

中等日本歷史上級用終

文部省檢定

明治四十四年拾貳月壹日印
明治四拾五年貳月八日發行
明治四拾五年貳月拾壹日訂正再版發行

上級用

定價金五拾三錢

著者 藤田明

發行者 大葉久吉

發行者 吉岡平助

印刷者 青木弘

東京市日本橋區本石町三丁目十七番地

大阪市東區備後町四丁目三十七番地

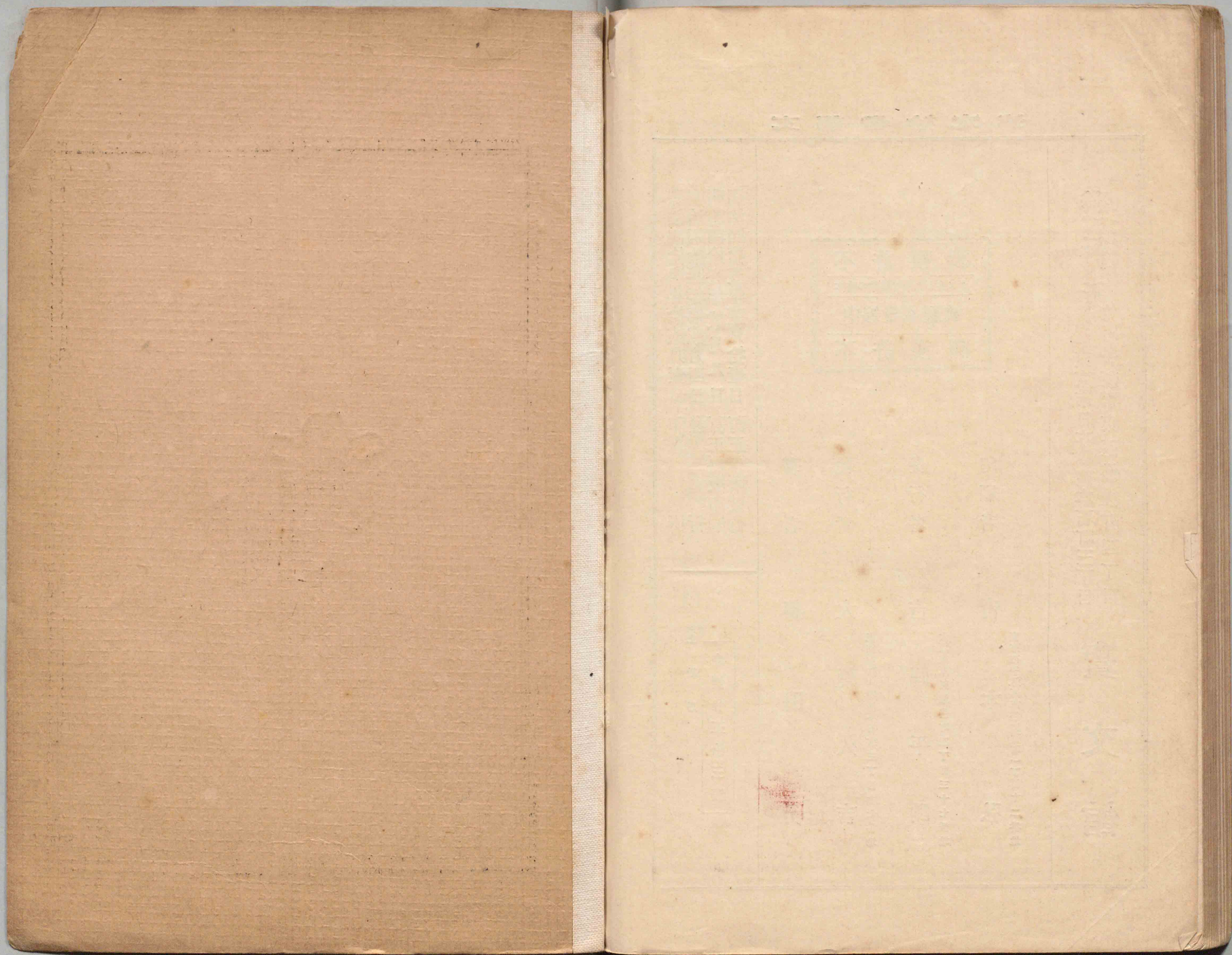
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

不許複製
本書插圖轉載許さず
中等日本歷史
不許漢譯

發行所

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶文館





広島大学図書

2000024270

